

## 1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する取組

### (1) 地域自殺実態プロファイルの作成

地方公共団体が、地域の自殺の実態を把握し、地域特性を考慮した地域自殺対策計画を策定することができるようにするため、自殺総合対策推進センターにおいて、地域自殺実態プロファイルを作成し、平成29年度に引き続き、30年度に更新版を全ての都道府県及び市町村に提供した。

### (2) 地域自殺対策の政策パッケージの作成

地域自殺対策政策パッケージは、都道府県と市町村の地域自殺対策計画を策定するための支援ツールとして自殺総合対策推進センターが開発したもので、自殺対策の先進的事例を集成した政策集であり、平成29年度に全ての都道府県と市町村に提供した。

### (3) 地域自殺対策計画の策定等の支援

平成29年度においては、地域自殺対策計画の策定を支援するために、前述の地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策政策パッケージのほか、地域自殺対策計画策定の手引（都道府県版、市町村版）を公表した。

また、29年度には自殺対策計画策定のためのモデル事業が公募により選定された14自治体で実施され、30年度から本格化する全国の市町村の地域自殺対策計画策定の先例となるモデル事例を集積した。モデル市町村で実施された計画策定の好事例を参考にして、計画策定に当たっての課題や解決方策を知ることによって、円滑な計画策定に資することができるように事業が進められた。

自殺総合対策推進センターでは、30年度も引き続き地域自殺対策推進センター等連絡会議や、全国市町村自殺対策計画策定研修会（1回）、ウェブ研修会（2回）を開催する等により、地域自殺対策計画の策定についての情報提供と相談支援を行った。

加えて、自殺対策について基礎自治体のトップの理解を深めるための「トップセミナー」（都道府県、厚生労働省及びNPO法人自殺対策支援センターライフリンク主催）について、30年までに全都道府県での実施を達成した。

### (4) 地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定

厚生労働省は、地域自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、平成29年度に、都道府県版及び市町村版の「地域自殺対策計画策定の手引～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を作成し、都道府県及び政令指定都市あて通知するとともに、「事業の棚卸し事例集」を取りまとめ、都道府県及び政令指定都市あて送付した。

自殺総合対策推進センターでは、地域自殺対策計画策定の手引に基づいて、地方公共団体における自殺対策計画策定の支援を行った。

### (5) 地域自殺対策推進センターへの支援

自殺総合対策推進センターは、地域連携推進室において地域自殺対策推進センター（平成31年3月現在65か所）への直接的支援を行っており、具体的には、都道府県と政令指定都市の地域自殺対策推進センター長を招集した地域自殺対策推進センター等連絡会議において、地域自殺対策推進に関する国の政策動向を迅速に伝えて情報共有を図るとともに、自殺総合対策に関する研修の実施により地域自殺対策推進センター職員の資質の向上を図っている。30年度は市町村における自殺対策計画の策定に関する技術的助言を積極的に行うとともに、計画策定に関わる人材養成研修等に講師として出講し、計画策定が円滑に進むことを支援した。

## (6) 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

厚生労働省は、都道府県及び政令指定都市において、地域自殺対策推進センターの設置・運営を支援するほか、地方公共団体にお

いて自殺対策の専任職員が配置されるよう、働きかけている。自殺総合対策推進センターでは、地域自殺対策推進センターに対して会議などにおいて必要性を説明し、専任職員の配置と職員の研修への参加などを促した。

### COLUMN 2

## 地域自殺対策におけるPDCAサイクルの推進

自殺対策の進め方について、自殺総合対策大綱において、「国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく」とされました。ここでPDCAサイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連の流れを指し、事業や施策の進捗管理と改善を円滑に行うことを意味します。地域の自殺対策においてPDCAサイクルを回すことにより、より効果的な事業や施策がより効率的に実施されるようになると考えられます。

都道府県や市町村は、自殺対策基本法において、自殺対策について、「当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、当該区域内における自殺対策についての計画（以後、地域自殺対策計画という）を定めるものとされています。現在、地方公共団体は、地域自殺対策計画の策定や既存の計画の見直しを進めており、その取組を自殺総合対策推進センターと都道府県や政令指定都市に設置された地域自殺対策推進センターが支援しています。地域自殺対策計画の策定後は、地方公共団体において計画の推進状況を把握・確認し、計画を着実に推進していくことが重要となります。

自殺総合対策大綱では、「国は、地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺総合対策推進センターにおいて、都道府県及び市町村を自殺の地域特性ごとに類型化し、それぞれの類型において実施すべき自殺対策事業をまとめた政策パッケージを提供することに加えて、都道府県及び市町村が実施した政策パッケージの各自殺対策事業の成果等を分析し、分析結果を踏まえてそれぞれの政策パッケージの改善を図ることで、より精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元する」としています。自殺対策の全国レベルでの底上げのためには、効果的・効率的な施策や事業についての科学的知見を収集し、広く普及させていくことが重要です。

自殺総合対策推進センターは、自殺対策におけるPDCAサイクルを推進するためのしくみ作りを進めています。自殺総合対策推進センターは、全国の地方公共団体が実施した事業や施策に関する情報を効率的に収集し、事業や施策の進捗や課題を検証することで、自殺対策のPDCAサイクルの各段階の政策過程に必要な知見の充実を図るとともに、地域自殺対策推進センターが管内市町村における地域の実情を踏まえた適切な進捗管理等への支援等を行うことができるよう支援していきます。また、主要な事業や施策については、自殺総合対策推進センターが作成した地域自殺実態プロファイルデータの推移等も参照しながら実施方法等に関する評価を行い、地域自殺対策政策パッケージの更新等を通じて、地域レベルの実践的な取組への支援を強化していきます。

自殺総合対策推進センター  
木津喜 雅・本橋 豊

## 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組

### (1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

毎年9月10日（世界自殺予防デー）から16日までの一週間を「自殺予防週間」、3月を「自殺対策強化月間」として定め、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携し、啓発活動等を推進することとしてきた。また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう、支援策を重点的に実施している。

平成30年度「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」では、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が集中的に啓発事業及び支援策を実施した。

厚生労働省では、関係省庁、地方公共団体等に関連事業の実施を呼びかけるとともに、支援情報検索サイトによる相談会等の情報提供やインターネット広告を行ったほか、都道府県及び政令指定都市の協力を得て、「こころの健康相談統一ダイヤル」の拡充を行った。また、「自殺対策強化月間」では、SNS相談事業の拡充を行ったほか、新たにYouTube動画の広告の活用や、鉄道会社と連携したADトレインやデジタルサイネージでの広報ポスター掲示等を実施した。

### (2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

#### ア 児童生徒が命の大切さを実感することができる教育の推進

小学校及び中学校の学習指導要領（平成29年3月告示）においては、自他の生命を尊重する心を育てることを重視している。小学校で平成30年度から全面実施した「特別の教科 道徳」においては、生命の尊さや大切さについて考えを深める教育を行うなど、命を大切にすることを図っており、中学校においては、道徳教育用教材「私たちの道徳」が使用されており、児童生徒が生命の尊さや大切さについて自らの考えを深められるような

題材を盛り込むなど、命を大切にすることを図っている。また、高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）においても、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して、学校教育全体を通じて行う道徳教育を展開することを明記し、道徳教育の更なる充実を図っている。

また、文部科学省では、児童生徒の心と体を守る啓発教材を毎年全国の小学校、中学校、高等学校に配布（小学校：20年3月より実施、中学校・高等学校：18年3月より実施）し、その中でストレスへの対処法について解説するなど、児童生徒の心の健康教育の充実を図っている。

さらに、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、26年7月、学校における自殺予防教育導入の手引である「子供に伝えたい自殺予防」を作成し、30年度も引き続き教育委員会等に周知を図った。

また、各学校において自殺予防教育が適切に推進されることが重要であるが、学校現場において「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育の取組が十分に行われているとは言い難い状況である。このような状況に鑑み、30年1月には、文部科学省・厚生労働省の連名で通知を発出し、自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）に定められた「SOSの出し方に関する教育」の推進を求めたほか、同年8月には、「SOSの出し方に関する教育」の推進に当たって参考となる教材例を周知した。

加えて、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の一環として、児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等を身に付けさせるため、スクールカウンセラー等を活用した教育プログラムを実施するとともに、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、児童生徒の健全育成を目的として行う小・中・高等学校等の宿泊体験活動の取組を支援する経費を計上している。



## イ 情報モラル教育の推進等

インターネットやスマートフォン、SNS等の普及が急速に進み、児童生徒が、それらを介したはじめ等によって自殺を引き起こすおそれなどがあることから、相手への影響を考え、適切に情報を発信する態度を身に付けることが重要となっている。このようなインターネットやスマートフォン、SNS等の急速な普及に伴う、情報化の影の側面への対応として、情報モラルに関する教育の推進に取り組むことが必要である。

文部科学省では、小・中・高等学校の学習指導要領において、各教科等の指導を通して情報モラルを身に付けることとしている。特に、小・中学校の「特別の教科 道徳」において情報モラルに関する指導を充実することや、高等学校の必修教科である「情報」において情報モラルについて指導することを明記している。また、情報モラルに関する指導が確実になされるよう、教師による指導の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm)) や、教師が適切な指導を行うための児童生徒向けの動画教材・教師用指導手引書 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm)) の周知及び、児童生徒向けの啓発資料 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm)) を作成・配布するなど、学校における情報モラルに関する教育の充実を図っている。

また、総務省では、放送分野における青少年のメディアリテラシー向上を目的とする小・中学生及び高校生向けの教材を開発し、教育関係者を中心に広く一般に提供してきた。平成20年度からはWebサイト「放送分野におけるメディアリテラシー」([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/top/hoso/kyouzai.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html)) を開設し、開発した教材の掲載や、教材を活用した授業実践パッケージ（授業レポート、授業指導案、ワークシート等）の作成・公開を行っている。

一方、インターネットや携帯電話等の分野においては、ICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラムである「伸ばそう ICTメディアリテラシー～つながる！わかる！伝える！これがネットだ～」を公開している。また、教職員や専門家からのヒアリングを通じて、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を21年度より毎年更新・作成し公表している（教育の情報化推進ページ：[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/index.html)）。30年12月には、SNS上の知人による誘い出しに関する事例の追加等を行い、「インターネットトラブル事例集（2018年度版）」を作成し公表した。

さらに、総務省では、文部科学省及び情報通信分野の企業・団体等と協力しながら、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的とした出前講座である「e-ネットキャラバン」を、児童・生徒、保護者・教職員等を対象として全国で実施している。

なお、21年4月から施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）において、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとされていることから、引き続き、情報モラルに関する教育の一層の推進に取り組んでいく。

## ウ 有害情報対策の推進

内閣府では、青少年インターネット環境整備法において青少年のインターネットの適切な利用に関する事項について広報啓発活動を行うことと定められていることから、青少年のインターネットの適切な利用に係る広報啓発資料の作成・配布のほか、フォーラムの開催やホームページにおける広報啓発資料、調

査研究資料の公開等を通じ、地域・民間団体・事業者等の自律的・継続的な啓発活動の支援を行っている（青少年有害環境対策webサイト：<https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/index.html>）。

また、「座間市における事件の再発防止策」に関連する施策を反映した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」（平成30年7月27日子ども・若者育成支援推進本部決定）を新たに策定し、関係府省庁と連携して「SNSの適正利用に関する教育啓発、低年齢期からのインターネットリテラシーの向上」等の施策を推進している。

文部科学省では、スマートフォン等を始めとした様々なインターネット接続機器の普及に伴い、インターネット上でのおいじめや、違法・有害情報サイトを通じた犯罪等に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、青少年インターネット環境整備法等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムや、普及啓発資料の配布等を通して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進している。

### (3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

厚生労働省では、正しい知識の普及啓発を図るため、平成30年度の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」において、支援情報検索サイトによる相談会等の情報提供を行うとともに、WebサイトのPR企画を活用したインターネット広告等を実施した。

また、24時間365日、全国からつながる電話相談窓口を設置し、被災地を始めとして、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々からの相談を受け、具体的な解決につなげるための寄り添い支援を行う相談支援事業の中で、性別や同性愛に関わる相談の専用回線を設置し、様々な相談への対応を行っている。

さらに、自殺念慮の割合等が高いことが指

摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉え、精神医療従事者に対する研修の中で、性同一性障害に関する講習を行っている。さらに、障害保健福祉担当者の全国会議において、地方公共団体に対して性同一性障害の相談窓口の設置や普及啓発の更なる推進について依頼をしている。

法務省の人権擁護機関では、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」及び「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項として掲げ、啓発リーフレットの配布や特設サイトの設置のほか、性的指向及び性自認をテーマとした人権啓発ビデオ「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」やスポット映像をYouTube法務省チャンネルを通じて配信するなどの各種啓発活動を実施している。

### (4) うつ病等についての普及啓発の推進

厚生労働省では、精神保健福祉普及運動として、毎年、「精神保健福祉全国大会」を開催し、全国の精神保健福祉関係者や一般の方々を対象として、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を行うとともに、各都道府県等においても、大会や講演会の実施等、地域住民に対する知識の普及、理解の促進を図っている。

また、心の不調・病気に関する説明や、各種支援サービス、相談窓口の紹介など、治療や生活に役立つ情報をエビデンスに基づいて分かりやすくまとめた「みんなのメンタルヘルス総合サイト」（<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/index.html>）、10代・20代とそれを取り巻く人々（家族・教育職）を対象に、本人や周囲が心の不調に気づいたときにどうするかなど分かりやすく紹介する「こころもメンテしよう～10代20代のメンタルサポートサイト～」（<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/index.html>）の2つのWebサイトを設置し、戦略的な普及啓発に取り組んでいる。

## 長野県における子どもの自殺対策の取組について

### 【長野県の現状】

長野県における未成年者の自殺死亡率は、平成25年から29年の5年間の平均で3.97と全国平均の2.44を大きく上回っており、大変深刻な状況にあります。

そこで、全国モデルとなる自殺対策に取り組むため、平成28年9月に日本財団と「いのち支える自殺対策プロジェクト」の協定を締結し、実践と啓発の両輪で取組を進めるとともに、平成30年3月に策定した第3次長野県自殺対策推進計画に「未成年者の自殺対策の強化」を重点施策の1つとして位置付けて取組を加速しています。

### 【いのち支える市町村キャラバン（平成30年度）】

小規模町村が多い本県において、マンパワー不足等から市町村自殺対策計画の策定への取組が遅れることのないよう、市町村長に計画策定の意義や自殺の実態等を直接訴える「いのち支える市町村キャラバン」を県内10圏域で実施しました。全ての市町村（首長出席率95%以上）に参加していただき、「困難事例に対応できる人材育成の必要性」や「高校進学で支援情報が途切れない仕組みづくり」等、様々な建設的な御意見をいただきました。また、市町村担当者からは「自殺対策に対する市町村長の意識が高まった」、「全庁的な協力が得られやすくなった」などの声が寄せられました。その結果、平成30年度末の計画策定済み市町村は約8割※となりました。

※厚生労働省の手引きに準じた計画を策定済みの市町村は約6割。



### 【すべての子どもへ「生きる支援」に関する情報提供（平成29年度～）】

すべての子どもに悩みを抱えたときの相談先を周知するため、相談先情報を記載した御守り型リーフレットを作成し、県内の全中学生に配布するとともに、高校生以上にはハンカチ型リーフレットを配布しています。御守り型は手元に置いてもらえるよう、ハンカチ型は涙を拭ってほしいという願いを込めてデザインしました。





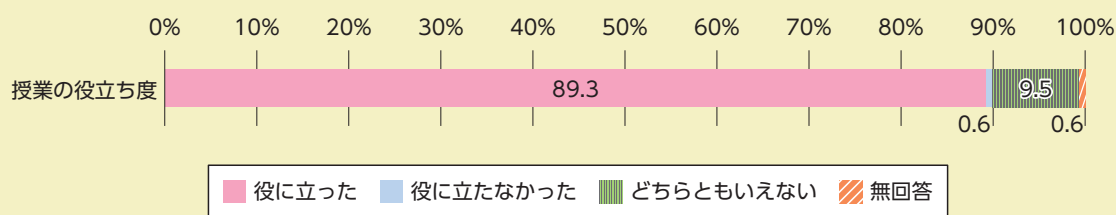
### 【SOSの出し方に関する教育の推進（平成30年度）】

本県では、SOSの出し方に関する教育を実施する公立中学校の割合を令和4年度までに100%とする目標を掲げています。そこで、平成30年度に6中学校でモデル授業を実施し、市町村保健師、中学校教職員等に授業参観してもらうとともに、県内4会場で研修会を開催し、授業の進め方やモデル授業の成果等を学んでもらいました。

また、小規模町村においても取り組みやすくするため、指導の手引きの配布、授業で利用する資料の斡旋を行った結果、約6割の市町村が平成31年度から取組に着手する見通しとなりました。

市町村に対するきめ細かな支援は、広域自治体である県の役割であると考えており、今後も市町村の取組を促進するために必要な支援を行ってまいります。

### モデル授業を受けた生徒のアンケート結果



### 【子どもの自殺対策プロジェクトチームの設置及び新戦略の策定（平成30年度）】

子どもの自殺対策を更に強化するため、平成30年8月に知事を座長とし、有識者や教育関係者で構成する「子どもの自殺対策プロジェクトチーム」を設置しました。プロジェクトチームでは、県内の子どもの自殺事例の背景分析を行い、その結果を踏まえて平成31年3月に「長野県『子どもの自殺ゼロ』を目指す戦略」を策定しました。

この戦略では、①ハイリスクの子どもの実態把握、②対応困難ケースに直接介入や助言を行う専門家で構成する「子どもの自殺危機対応チーム」の設置、③人材育成を重点施策に位置付けました。

また、子どもに対するSOSの出し方に関する教育の推進に加え、保護者、教職員、地域の子ども支援者等の大人に対し、子どもが発するSOSへの気づきの感度や対応力の向上を図るための研修等を実施することによって、SOSに気づいてもらえない子ども、支援につながらない子どもをなくしていきます。

戦略に盛り込んだこれらの対策を着実に推進することによって、「子どもの自殺ゼロ」の実現を目指して取り組んでまいります。

長野県健康福祉部保健・疾病対策課

### 3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する取組

#### (1) 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証

自殺総合対策推進センターにおいて、実践的な自殺対策につながる研究を促進するために、平成29年度から革新的自殺研究推進プログラムを開始し、「領域1：社会経済的な要因に着目した研究」「領域2：行政施策の企画立案及び効率的な推進のための研究」「領域3：公衆衛生学的アプローチによる研究」の3領域12研究課題の公募研究を30年度も引き続き実施している。

#### (2) 調査研究及び検証による成果の活用

自殺総合対策推進センターは、自殺総合対策に関する情報の収集及び発信に関して、Webサイト「いのち支える」(<https://jssc.ncnp.go.jp>)を開設し、この中で、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むための情報発信を実施している。平成29年から「Suicide Policy Research」(英文誌)、30年から「自殺総合政策研究」(和文誌)という2つの学術雑誌を創刊し、自殺対策の調査研究と検証による成果をWebジャーナルとして発信している。また、自殺総合対策推進センターは、31年2月に、新たに、研究成果の紹介とその社会的還元について自治体関係者も交え意見交換を行う「自殺対策推進レアール」を開催した。

自殺総合対策推進センターは、世界保健機関(WHO)本部よりWHO協力センター(自殺対策・人材育成：JPN-92)に指定されており、グローバルな自殺対策の人材育成やWHOの公文書の翻訳などを行い、国際的な自殺対策の推進に貢献している。

また、自殺総合対策推進センターに自殺未遂者・遺族支援等推進室(28年4月)を設け、自殺未遂者・遺族支援に関する調査研究を実施している。

#### (3) 先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供

自殺総合対策推進センターは、地域自殺対策政策パッケージにおいて、具体的な先進事例を紹介し、先進的な取組の活用方法を示した。また、地方公共団体の自殺対策計画策定関係者などが、関係機関等の連携を効果的に行っている事例を含めた自殺対策の先進的な取組事例を検索できる「自殺対策先進事例データベース」を開発し、平成30年11月より自殺総合対策推進センターのWebサイトで公開している。利用者は、キーワード検索の他に、政策パッケージ分類、自治体規模等により、事例を検索することが可能である。

自殺総合対策推進センターは、30年度に、世界保健機関(WHO)の先進的な取組に関する情報収集と提供の一環として、WHOが発刊した「コミュニティが自殺対策に主体的に関与するための手引きとツール集」(Preventing suicide: A community engagement toolkit)を翻訳・公表した。同書では、自殺対策におけるコミュニティ・エンゲージメントの重要性が指摘されている。自殺対策におけるコミュニティ・エンゲージメントとは、コミュニティが主体的に関与して自殺対策を進めていくための参加型プロセス(あるいはボトムアップ・プロセス)であり、最終的にはコミュニティの自殺対策をコミュニティ自身の主体的関与により良い変革へと導く実践活動であるとの趣旨が示されている。

#### (4) 子ども・若者の自殺等についての調査

##### ア 児童生徒の自殺の実態把握に向けて

児童生徒の自殺問題については、児童生徒の自殺者数が全体に占める割合は大きくないものの、亡くなった児童生徒が置かれていた状況にいじめがある自殺や連鎖的な傾向が見られるなどの問題があり、教育上重要な課題



である。また、効果的な自殺予防を実施するためには、残された人々のケアを実施することを最優先課題としながら、自殺の正確な実態を把握することが不可欠であると考えられる。

児童生徒の自殺について実態把握を行うため、文部科学省では、毎年「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を実施し、児童生徒の自殺者数、自殺した児童生徒が置かれていた状況について学校・教育委員会から報告を受け、取りまとめている。

また、心理の専門家など外部の専門家を加えた組織による調査等の事後対応の在り方について、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」策定（平成23年）後の各地方自治体における運用状況や、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）における重大事態への対処の規定等を踏まえ、26年7月に同指針を改訂し、公表した。

さらに、同指針の改訂を踏まえ、各教育委員会等及び学校に対し、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査を行う際の基本的な考え方や留意事項を示すとともに、自殺の背景となった事実関係に関する一定事項の報告を要請している。

### イ 児童生徒の自殺予防に向けた調査研究の推進

文部科学省では、平成20年度から「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、児童生徒を直接対象とした自殺予防教育の在り方や、児童生徒の自殺が起きた時の背景調査の在り方について調査研究を行っており、26年7月には、これらの検討の成果として、学校における自殺予防教育導入の手引である「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」及び「子供の自殺等の実態分析」を作成、公表した。30年度も、前年度に引き続き、これらの審議のまとめについて、各教育委員会等の生徒指導担当者や校長・教頭な

どの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、周知を図った。

自殺総合対策推進センターでは、革新的自殺研究推進プログラムにおいて東京都内で実施されている児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の効果の検証を行った。30年度には、教育効果の検証結果として、1回完結式外部講師活用型のSOSの出し方に関する教育の実施3か月後の調査で、「気軽に相談できる大人がいる」、友達から悩みを相談された時「話をよく聞いた」と回答する児童・生徒の割合が統計学的に有意に増加したことを報告した。

### (5) 死因究明制度との連動における自殺の実態解明

政府において、地方公共団体に対し、地方の状況に応じた死因究明・身元確認に関する施策の検討を目的とした、関係機関・団体等（知事部局、都道府県警察、都道府県医師会、都道府県歯科医師会、大学等）が協議する場として死因究明等推進協議会の設置・活用を求めており、平成31年3月末現在、37の都道府県において、死因究明等推進協議会が設置され、関係者の情報共有・連携の場が整備されている。

厚生労働省において、検案する医師の技術向上を図るため、医師を対象に専門的な死体検案研修を実施している。

子どもの死亡について死因を究明するチャイルド・デス・レビュー（CDR）について、28年度から3か年の調査研究を実施している。また、29年10月には、厚生労働省における検討を進めるため、関係部局による省内プロジェクトチームを立ち上げ、有識者等からのヒアリングや論点整理を行っている。

### (6) うつ病等の精神疾患の病態解明、治療法の開発及び地域の継続的ケアシステムの開発につながる学際的研究

厚生労働省では、障害者対策総合研究事業

として、うつ病等の精神疾患に対する、心理・社会学的方法、分子生物学的手法、画像診断技術等を活用した病因・病態の解明、効果的な予防、診断、治療法等の研究・開発の推進に取り組んでいる。平成30年度には「うつ病性障害における包括的治療ガイドラインの標準化および普及に関する研究」、「脳脊髄液サンプルを用いたうつ病バイオマーカーの開発」、「患者特性に応じた薬物療法・精神療法の個別化医療とその臨床試験プロトコルの開発研究」、「血液メタボローム解析による精神疾患の層別化可能な客観的評価法の確立と治療最適化への応用」、「バイオマーカーを利用したうつ病の層別化と治療計画策定法の立案」、「慢性抑うつの神経生理基盤の解明とその病態に基づいた新規ニューロモデュレーション治療法の開発」を行った。

#### (7) 既存資料の利活用の促進

警察庁では、月別の自殺者数（総数、男女

別及び都道府県別）を翌月上旬に速報値として警察庁Webサイトにより公表し、中旬に暫定値として更新するとともに、その自殺統計原票データを厚生労働省に提供している。

厚生労働省では、毎月、都道府県別及び市区町村別（自殺者の生前の住居地及び発見地）等の自殺統計データについて警察庁から提供を受け、「地域における自殺の基礎資料」の作成・公表を行っている。

厚生労働省と警察庁は共同して、「自殺の概要資料」（年間の確定値データ）を公表しており、平成30年確定値データについては、「平成30年中における自殺の状況」として31年3月に公表した。

自殺総合対策推進センターでは、公表されている各種の統計資料等を地方公共団体ごとに整理し地域自殺実態プロファイルとして提供している。さらに、総合的な自殺対策に資するための既存統計資料の利活用のモデル開発に取り組んでいる。

## COLUMN 4

## 『日本財団第3回自殺意識調査』について

日本財団は、日本全国の自殺意識に関する実態を解明し、自殺対策の必要性に関する社会的機運の醸成と、自治体や民間団体による自殺対策の推進を目的に、2016年から大規模な自殺意識調査を実施している。2018年は調査3年目として、2017年調査の回答者に対する継続調査（調査1）と、新たに若年層に絞った補充調査（調査2）を実施し、その回答を分析した。

## 調査概要

調査日	2018年11月22日(木)～2018年12月7日(金)
調査方法と対象	インターネット調査（アンケート登録モニターによる回答） 調査1 継続調査 有効回答数：15,362人 調査2 補充調査（18～22歳） 有効回答数：3,126人
分析内容	自殺に関する経験（自殺念慮、自殺未遂）およびその原因、自殺念慮・自殺未遂の継続度・リスク（自殺リスク促進要因、自殺抑制要因）等

## 調査結果

## 調査1：継続調査

2016年（第1回）時点で「本気で自殺したいと考えたこと（自殺念慮）」が1年以内にある回答者を2017年、2018年と継続して調査した。結果、2017年時点では、67%が「本気で自殺したい」気持ちが継続、2018年時点では68%が継続していた。同様に、2016年調査で「1年以内に自殺未遂をした」とした人のうち、2017年時点で55%、2018年時点で77%が過去1年以内に自殺未遂をしたと回答した。つまり、3人に2人が自殺念慮を継続し、8割近くが自殺未遂経験を繰り返すという高い数字が続く結果となった。

## 調査2：若年層（18～22歳）の自殺意識

日本の自殺者数総数が減少するなかで、若年層については自殺者数の横ばいが続き、また、死因の1位が自殺であることから、今回の調査では若年層に対する分析を多くとりあげた。

## (1) 若年層の自殺念慮・自殺未遂およびその原因

若年層に対し「これまでの人生のなかで本気で自殺したいと考えたことはありますか」と質問したところ、自殺念慮があると答えた人は30%（男性26%、女性34%）であった。また、「これまでに自殺未遂をしたことがありますか。」という質問に対し、自殺未遂経験がある人は11%（男性9%、女性13%）にも上った。

さらに、「本気で自殺したいと考えた」原因は具体的にはどのようなものだったか質問し、自由記述形式で回答してもらった。その結果、学校問題が48%となり、更にそのうち49%が「いじめ」を原因に挙げた。つまり「いじめ」は、若年層の自殺念慮・未遂者の約4分の1に影響を与えた最大要因であり、それが今回の調査を通してデータとして明らかとなった。

## 若年層の自殺念慮・未遂に関する最多原因

問題	最多原因	定義
学校問題	いじめ	学校における他者からの身体的・精神的被害
	件数	
家庭問題	家庭不和	配偶者や両親、子ども、親族や元親族等、家庭に関わる人間関係の不和
	件数	
健康問題	精神疾患	精神的健康不良の内、うつ病や双極性障害等、明確な病名または症状が示されるもの
	件数	
男女問題	失恋	失恋や婚約破棄など恋愛関係の終了
	件数	
経済生活問題	経済的困窮	貧困・困窮等、全般的な経済状態の悪さ
	件数	
勤務問題	精神的負荷	パワハラやいじめなど職場における他者からの身体的・精神的被害
	件数	

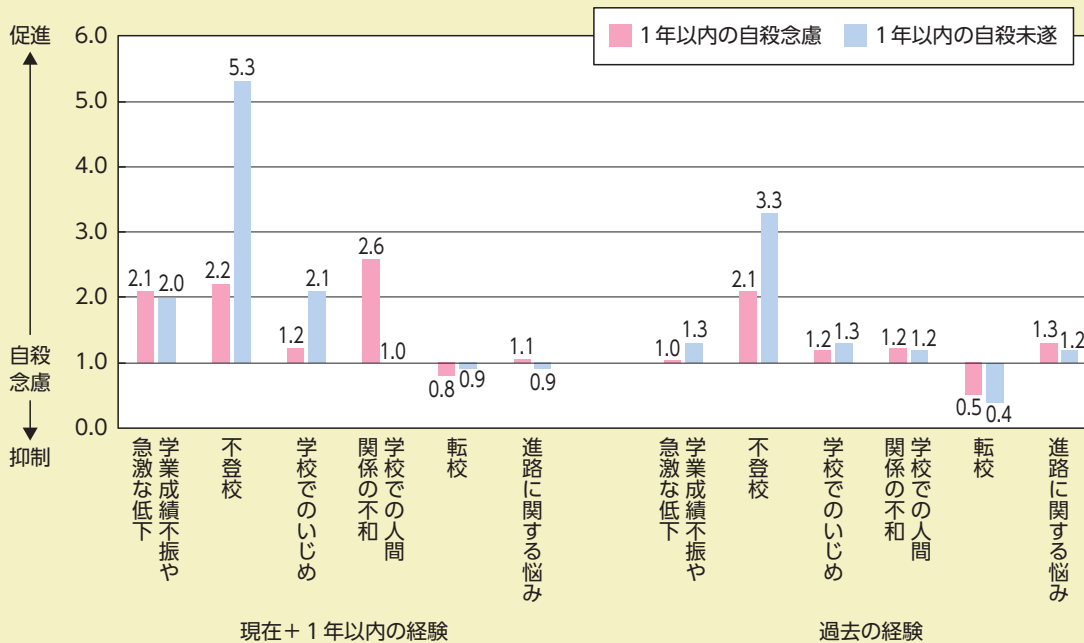


## (2) 学校関連の出来事と自殺念慮・未遂

「不登校」経験も若年層の自殺念慮・未遂に強く関連していることが分かった。

不登校経験については、現在と1年以内の直近の経験がある人は、ない人に比べて5.3倍ほど、1年以内の自殺未遂のリスクが高いと推定された。また、1年以内の自殺念慮についても、2.2倍と無視できない影響を持っていた。さらに1年以上過去の経験としても、不登校経験は自殺念慮で2.1倍、未遂で3.3倍と、比較的強い影響を与えることが示された。なお、不登校自体は、様々な要因（例えば、不登校にならざるを得ないほどのひどいじめ、家庭環境など）などの集積した結果や原因とも考えられるため、不登校という経験それ自体を、自殺念慮・未遂の真の「原因」であると単純に考えることは避けるべきである。

1年以内の自殺念慮・未遂経験への学校関連の経験（現在と過去）の影響力



### まとめ

継続調査からは、一度本気で自殺を考えるとその気持ちは簡単には解消されないことがわかり、「『死にたい』思いを抱えながらも生きる」視点に立った地域づくりが必要と考えられる。

若年層の自殺意識で学校関連の出来事からは、不登校状態や不登校経験者が自殺未遂のハイリスク群であることが明確になった。特に、様々な要因から不登校状態になっている生徒・学生に対して、適切な見守りや配慮を行うことが、自殺念慮を低くし、自殺未遂予防につながると考えられる。

本調査から、若年層は自己有用感（他者や集団との関係の中で、自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚）が他の年代と比較して低い、という特徴も明らかになった。このため、若者たちが、いじめ・不登校などを経験した後も、何度でもやり直すことができる多様な学びの場や受け皿の選択肢が必要であり、若者たちが再び社会とつながることのできる仕組みづくりが急務だと考えられる。

『日本財団第3回自殺意識調査』報告書全文は、以下日本財団公式サイトからダウンロードできる。  
[https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/03/wha\\_pro\\_sui\\_mea\\_11.pdf](https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/03/wha_pro_sui_mea_11.pdf)

日本財団公益事業部国内事業開発チーム  
 チームリーダー 芳川龍郎  
 児玉 渚

## 4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組

### (1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

医学教育においては、学生が卒業時まで身に付けておくべき実践的診療能力を示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を平成29年3月に改訂し、自殺対策に関連して、新たに「休養・心の健康（ストレス対策、自殺の予防等）を説明できる」こと等、学修目標の内容や項目を充実しており、30年度からの改訂版モデル・コア・カリキュラムに基づく教育が開始されている。また、医学部関係者が集まる会議等において、自殺対策に係る人材養成に向けた教育の充実について、周知・要請するなどの取組を行っている。

看護師、保健師の国家試験出題基準では、自殺対策や自殺のリスク要因に対応できる人材の育成として、「自殺対策」の項目を盛り込んでいる。

また、大学の看護学教育においては、看護学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の看護実践能力修得のための具体的学修目標を示した「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を29年10月に策定・公表し、その中で「自殺予防のための本人及び関係者への支援について説明できる」等の学修目標の内容や項目を明示するとともに、関係者が集まる会議等において自殺対策に係る教育の充実について周知・要請するなどの取組を行っている。

精神保健福祉士国家試験出題基準では、精神保健に関する対策と精神保健福祉士の役割として自殺防止対策に関する項目を定めており、自殺等の地域における精神保健や精神障害者福祉の課題解決に向けた援助に必要な知識と技術を習得することを求めている。

自殺総合対策推進センターでは、革新的自殺研究推進プログラムにおいて委託研究「自殺予防に対して医療、保健、福祉、心理等の専門家を目指す学生が有すべき知識と技術

向上のための教材開発に関する研究」により大学における自殺対策教育のための教育資料開発を行っており、30年度には、医学科学生を対象とした行動科学的要素を取り入れた参加型実習教材を開発した。

### (2) 自殺対策の連携調整を担う人材の養成

自殺総合対策推進センターでは、自殺対策を企画立案する地方公共団体の担当者がその企画立案能力を修得することを目的とした会議・研修等として、平成30年度に、「地域自殺対策推進センター等連絡会議」（全2回）、「地域自殺対策推進センター研修会」、「全国市区町村自殺対策計画策定研修会」、「市町村自殺対策計画策定ウェブ研修会」（全2回）、「生きることの包括的支援研修」（「子ども・若者対策」、「生活困窮者支援/勤務・経営対策」、「自殺未遂者支援/自死遺族等支援」の全3回）を開催した。「生きることの包括的支援研修」については、地方公共団体の担当者を対象としたオンデマンド配信も行っている。

### (3) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

うつ病の患者の多くが、内科等の精神科以外の医療機関にかかっているという報告もあり、厚生労働省では、生涯教育等の機会を通じ、精神科以外の診療科の医師に対して、うつ病等の精神疾患について診断・治療技術の向上を図ることとしており、平成20年度からかかりつけ医等が適切にうつ病を判断し、速やかに専門医療につなげられるように、精神科を専門としない医師を対象とした「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修」を実施している。23年度からは、医師以外の保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等も対象に加え、うつ病の早期発見、早期治療の推進を図っている。また、うつ病の改善に効果の高

い認知行動療法の普及を図るため、23年度から、精神科医療機関等に従事している者を対象とした「認知行動療法研修事業」を実施している。

さらに、一般かかりつけ医と精神科医の連携強化及び精神医療の質の向上を図るため、一般かかりつけ医から精神科医の紹介体制の構築や、両者の連携のための会議の開催等を各都道府県で実施している。

#### (4) 教職員に対する普及啓発等

文部科学省では、平成22年度から、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に、児童生徒の自殺予防への関心を高めるとともに、自殺予防に必要な基礎的知識の習得と理解を図ることを目的として全国10ブロック（30年度は北海道、岩手、栃木、千葉、新潟、三重、滋賀、岡山、香川、福岡）で「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催している。

高等教育段階については、大学等の学生支援担当の教職員を対象とした会議等の様々な機会を通じて、学生の自殺防止に対する指導の充実についての理解啓発を図っている。加えて、独立行政法人日本学生支援機構においては、大学等の教職員に対し、自殺を含む学生の心の問題や成長支援に関する正しい知識の習得と理解を促進する取組を実施するなど各大学における学生支援の充実に努めている。

専修学校については、専修学校関係者を対象とした会議等の機会を通じて、自殺対策基本法の趣旨等について周知を行い、専修学校における自殺対策教育の推進を図るとともに、28年度以降の「自殺予防週間」の実施について周知を図ってきた。

性同一性障害に係る児童生徒に対しては、児童生徒の心情に十分配慮した適切な対応が必要であり、教職員等の理解を促進するため、各教育委員会の生徒指導や人権教育の担当者が出席する会議において、性同一性障害に係る児童生徒の心情に十分配慮した対応を

行うことを引き続き要請するとともに、27年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、学校における適切な教育相談の実施等を促している。

また、28年4月、教職員向け周知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/\\_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf)）を公表し、全国の教育委員会等に周知した。

#### (5) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

地域保健行政を行う都道府県・市区町村の保健所又は保健センター等では、心の健康等に関する相談を行っているが、地域保健・健康増進事業報告によると、全国の保健所及び市区町村における心の健康づくりに関する相談件数は、平成17年度の61,329件から、29年度には137,260件と、13年間で約2.2倍に増加しており、保健所等における相談窓口の機能はますます重要となっている。

自殺総合対策推進センターでは、30年度に、全国の地域自殺対策推進センター及び市区町村の自殺対策の企画立案担当者を主な対象として開催した「生きることの包括的支援研修」において、「勤務・経営対策」に関する研修を行った。

また、職場でのメンタルヘルス対策を含む産業保健活動を推進するため、全国の産業保健総合支援センター等において、産業医、保健師等を始めとする産業保健スタッフ等に対しメンタルヘルス対策等の研修を実施している。

さらに、厚生労働科学研究において、25年度からは「うつ病の妊産褥婦に対する医療・保健・福祉の連携・協働による支援体制（周産期G-Pネット）構築の推進に関する研究」を実施し、メンタルヘルス不調の母親を産科医・助産師・小児科医等の母子保健関係者が



発見し、保健師や精神科医療機関につなぐための多機関連携モデルの構築に取り組み、研修会の開催や対応マニュアルの作成等を行っている。

#### (6) 介護支援専門員等に対する研修

介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士は、支援を必要とする者の心身の状況に応じた相談支援、関係者との連絡調整又は介護等を行う役割を担っている。厚生労働省では、これらの介護事業従事者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺対策に資する知識の普及を図っている。

#### (7) 民生委員・児童委員等への研修

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立った相談・援助等を行う地域福祉推進の中心的担い手である。民生委員・児童委員が、様々な理由により生活上の困難を抱える地域住民に対して支援を実践していく中で、地域における心の健康づくりや自殺予防につながることを期待される。

厚生労働省では、このような民生委員・児童委員の資質向上を図るため、都道府県等に対し、相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識及び技術を修得させる研修事業へ補助を実施している。

#### (8) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上

自殺統計によると、平成30年の自殺の原因・動機の第2位は「経済・生活問題」であり、このうち多重債務を原因として703人が自殺している。このような状況を改善するため、社会全体で多重債務問題の解決に向けた取組を進めていくことが求められている。

政府としては、19年4月に、多重債務問題の解決に向けて関係省庁及び関係機関が取り組むべき施策をまとめた「多重債務問題改善プログラム」を策定しており、同プログラムに基づき、取組が進められている。

特に多重債務者に対する相談窓口については、都道府県、市区町村、財務局等で多重債務相談を行う職員及び相談員の資質の向上のために、19年に多重債務者相談に当たる職員及び相談員を対象とした「多重債務者相談マニュアル」(冊子及びDVD)を作成し、全国の自治体等に配布した。23年8月には、同マニュアルを大幅に改訂した「多重債務者相談の手引き」を金融庁・消費者庁において作成・公表し、全国の自治体等に配布するとともに、同年12月より、財務局等において実施している自治体の人材育成の支援のための研修に際して、同手引きの内容の普及を図っている。同手引きにおいては、心の問題・心のケアへの対応についての項目が新たに追加され、適切な相談対応の方法や、相談者を専門家につなぐ際の留意事項等について記載されている。30年2月に、金融サービス利用者相談室の相談員に対して、映像(内閣府作成(「こころのサインに気づいたら」)ゲートキーパー養成研修用DVD)を利用した研修を行った。さらに、金融庁及び消費者庁では、多重債務相談窓口等と精神保健福祉センター等との連携や、相談員のギャンブル等依存症に係る知識の向上のため、30年3月、厚生労働省等の関係省庁と連携し、ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルを作成した。31年3月、ギャンブル等依存症対策基本法の施行を踏まえた内容の更新等を行った。

また、消費者庁では、地方消費者行政強化交付金等により、例えば多重債務問題に関する研修の実施など地方公共団体が実施する取組に対する支援を行っているほか、独立行政法人国民生活センターにおいても、地方公共団体の消費生活相談員に対し、多重債務問題に関する研修を実施するなどの支援を行っている。

さらに、厚生労働省では、生活困窮者自立支援の分野で、自殺の背景ともなる生活困窮に対し支援者がしっかり対応できるよう、支

援者向けの研修の中でメンタルヘルスに関する研修を行うなど、支援員の専門性の向上に取り組んでいる。また、ハローワークにおいて、失業や、職場での人間関係・仕事疲れ等により高いストレス状態になっている求職者にも対応できるよう、職業相談技法の修得のための職員研修の中でメンタルヘルスについての正しい知識を修得できるようにしている。

### (9) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

公的機関の職員が業務として自殺者の遺族等に対応する場合には、名誉及び生活の平穏を不当に侵害することのないように十分配慮しなければならない。このため、警察では、警察職員が自殺者、自殺者の遺族、自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者の遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族対応等に取り組んでいる。

また、消防では、消防職員が遺族等に対して適切な対応を図れるよう、各消防本部や各消防学校での教養訓練を通じて、消防職員の資質の向上に取り組んでいる。

### (10) 様々な分野でのゲートキーパーの養成

平成22年9月に厚生労働省自殺・うつ病対策プロジェクトチームが取りまとめた「過量服薬への取組」において、薬剤師には、向精神薬乱用が疑われる患者への声かけや必要に応じた処方医への疑義照会等により、過量服薬のリスクの高い患者の早期発見、適切な受診勧奨等の役割が期待されている。これを受けて公益社団法人日本薬剤師会では、服薬情報を一元的・継続的に把握し、重複投薬の防止などの薬学的管理・指導を実施するかかりつけ薬剤師・薬局の推進のほか、都道府県薬剤師会に対して薬剤師を対象とした研修会の開催を呼びかけ、過量服薬防止や自殺予防を念頭に置き、きめ細やかな服薬指導や服薬状

況の確認、適正な服薬に関する支援等、患者と薬の関係をより丁寧支援することを始め、処方医や専門機関との連携等を促進するなどの取組を実施している。

また、理容師については、24年度から全国理容生活衛生同業組合連合会において組合又は支部ごとにゲートキーパー講習を開催し、ゲートキーパーの養成に努めている。

厚生労働省では、30年度「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」において、ゲートキーパーとしての役割が期待される団体等に対して、ゲートキーパーとしての取組を行ってもらうための協力の呼びかけを行った。

### (11) 自殺対策従事者への心のケアの推進

保健所の保健師や民間の電話相談の相談員等自殺予防や遺族支援に従事する者は、時には相談者を助けることができないこともあるなど強いストレスにさらされることも多く、いわゆる“燃え尽き症候群”等で自らの心の健康を損なうおそれもある。

このため、自殺総合対策推進センターにおいて実施している相談支援に関する研修カリキュラムの中に、相談員自らの心の健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込んでいる。平成30年度には、自殺対策従事者への心のケア推進についての内容を「自殺未遂者ケア研修」の中に、盛り込んだ。

### (12) 家族や知人等を含めた支援者への支援

厚生労働省では、自殺等の悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人等を含めた支援者が社会的に孤立しないよう、地方公共団体に対し、地域自殺対策強化交付金の活用を通じて、支援者への支援に取り組むよう、促している。

### (13) 研修資料の開発等

自殺総合対策推進センターにて、地方公共団体及び民間団体で相談に従事する者に対する研修の企画実施に協力している。平成30年

度に、新たな研修実施の手法開発の一環として、地方公共団体を対象とした「市町村自殺対策計画策定ウェブ研修会」の実施と「生き

ることの包括的支援研修」のオンデマンド配信を開始した。

## 5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組

### (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

「労働安全衛生調査（実態調査）」（平成29年）（厚生労働省）によると、仕事や職業生活に関して強いストレスを感じている労働者は5割を超えている。また、「過労死等の労災補償状況」（平成29年度）（厚生労働省）をみると、精神障害に係る労災請求件数は増加傾向にある。労働安全衛生法において、ストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査）の実施が事業者には義務付けられており（ただし、労働者数50人未満の事業場については、当分の間努力義務）、厚生労働省では、労働者自身のストレスへの気づきを促すよう、また、高ストレス者に対する医師の面接指導及び事後措置、ストレスチェック結果の集団ごとの分析とその結果を踏まえた職場環境の改善が適切に行われるよう、制度の周知・指導、支援等を進めている。

事業場のメンタルヘルス対策の取組に対する支援については、全国の産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業保健スタッフ等に対するセミナー・研修の開催や、事業場への個別訪問により、メンタルヘルス対策の計画の作成支援、若手労働者・管理監督者への教育研修、職場復帰支援プログラムの作成支援など、職場のメンタルヘルス不調の未然防止から職場復帰支援に至るまで、総合的な支援を実施している。さらに、産業医の選任が義務付けられていない50人未満の労働者を使用する小規模事業場に対しても、メンタルヘルス対策の取組が促進されるよう、ストレスチェック制度に関する助成金制度を設けるとともに、産業保健総合支援センターの地域窓口において、高ストレス者や長時間労働者に対する医師の面接指導等を実施してい

る。

これらの取組に加えて、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」（<https://kokoro.mhlw.go.jp/>）において、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、メンタルヘルスに関する基礎知識、事業場の取組事例等の情報提供を行っているほか、メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する電話相談窓口「こころの耳電話相談」、職場における不安・悩み等メンタルヘルスに関するメール相談窓口「こころの耳メール相談」により相談に応じるなど、職場のメンタルヘルスに関する様々な取組を展開しているところである。

また、過重労働による健康障害の防止については、長時間労働が行われているおそれがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、健康診断、医師による面接指導等の実施状況について確認するとともに、必要な指導を行い、事業場における長時間労働の抑制や過重労働による健康障害の防止措置の徹底を図っている。さらに、平成28年12月の厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」において決定された『「過労死等ゼロ」緊急対策』を踏まえ、違法な長時間労働を許さない取組やメンタルヘルス対策・パワーハラスメント防止対策の取組等の対策を強化している。

さらに今般、長時間労働の是正等を目的とした働き方改革を推進するための整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、労働基準法及び労働安全衛生法等を改正し、罰則付きの時間外労働の上限規制の導入や長時間労働者への医師による面接指導の強化などを行ったところである（平成31年4月1日施行）。



加えて、過労死等の防止のための対策については、「過労死等防止対策推進法」（平成26年法律第100号）に基づき27年7月に策定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を30年7月に変更し、新たに、勤務間インターバル制度の周知や導入、仕事上のストレス等について相談先がある労働者の割合、ストレスチェック結果の集団分析結果を活用した事業場の割合に係る数値目標を追加するとともに、労働行政機関等が関係法令に基づき重点的に取り組む対策について、新たに項立てする等の対策の充実を図っている。当該大綱に基づき、労働行政機関等における対策、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の対策に取り組んでいる。

そのほか、各都道府県に設置している地域障害者職業センターにおいてうつ病等による休職者の職場復帰支援（リワーク支援）を実施している。休職者本人、事業主、主治医の3者の合意のもと、生活リズムの立て直し、体調の自己管理・ストレス対処等適応力の向上、職場の受入体制の整備に関する助言等を行い、うつ病等による休職者の円滑な職場復帰を支援している。

また、全国の主要なハローワーク等において、就職に関連した様々な生活支援等を必要とする求職者に対し、臨床心理士や社会保険労務士、弁護士等の専門家による巡回相談を実施している。

さらに、47都道府県と全国364の地域（二次医療圏）に設置されている「地域・職域連携推進協議会」において地域保健と職域保健が連携して、地域の実情に応じたメンタルヘルス対策推進のための事業を実施している。

職場におけるセクシュアルハラスメント及び妊娠、出産等に関するハラスメント等は、労働者の心身の健康に影響を及ぼすものであり、メンタルヘルスの観点からも対策の充実を図る必要がある。このため、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）では、労働者及び事業主等からの相談に適切に対応するとともに、

事業主の雇用管理上の措置義務を徹底するため、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき措置についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）及び「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（平成28年厚生労働省告示第312号）の内容について、周知・啓発を図り、措置を講じていない事業主に対しては是正指導を行っている。

メンタルヘルス不調を引き起こす可能性のあるパワーハラスメントについては、23年度に、職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議を開催し、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめた。厚生労働省では、この問題に取り組む社会的な気運を醸成するためのリーフレット等を作成し、都道府県労働局等を通じて配布しているほか、24年度に開設した啓発用Webサイト「あかるい職場応援団」（<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>）を通じて、対策に取り組んでいる企業の紹介、社内アンケートや就業規則のひな形、研修資料、パワーハラスメントに関する動画や裁判事例の掲載等、様々な情報を提供している。また、企業がパワーハラスメント対策の基本的な枠組を構築する際に参考となる「パワーハラスメント対策導入マニュアル」を活用したパワーハラスメント対策支援セミナーや企業に対してパワーハラスメント対策の導入を継続的に支援できる人材を養成することを目的とした研修を実施している。

また、29年3月に取りまとめられた「働き方改革実行計画」を踏まえ、同年5月より、有識者と労使関係者からなる「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」を開催し、30年3月に報告書を取りまとめた。さらに、労働政策審議会雇用環境・均等分科会において議論を行い、同年12月の同審議会

の建議を踏まえ、事業主に対して、パワーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置を義務付けることなどを盛り込んだ法案を、第198回通常国会に提出した。

## (2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備

厚生労働省では、地域自殺対策強化交付金により、都道府県及び市区町村において、関係機関が連携して自殺対策に取り組むためのネットワークの構築、研修の実施による相談員等ゲートキーパーになり得る人材の養成、電話相談や対面相談事業の実施による相談体制の強化、講演会の開催やパンフレットの配布、睡眠キャンペーンの実施等による普及・啓発、住民に対するメンタルヘルスチェックの実施による心の健康に関する意識の向上及び心の不調の早期発見の推進、調査・分析の実施による各地域の状況の把握と効果的な対策の検討等により、総合的な心の健康づくりを含めた対策に取り組んでいる。

自殺総合対策推進センターでは、全国の地域自殺対策推進センターが実施する地方公共団体の自殺対策の企画立案に関わる地域保健スタッフなどの資質の向上に関する会議、研修の支援を行い、地域における心の健康づくり推進体制の整備を推進している。

また、全国に約1万4,200館が存在する公民館を始めとした社会教育施設は、様々な世代が交流する地域の拠点施設となっているものが多い。社会教育主事講習等において地域課題を解決するための取組を普及すること等により、引き続き公民館等の社会教育施設における自主的な取組を促進する。

また、都市公園は、健康づくりやスポーツ・レクリエーション、教養・文化活動等、様々な余暇活動の場や、身近な自然との触れ合いの場として、心身の健康を育む機能を有している。このため、国土交通省では、地域住民が集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いていける身近な都市公園の整備を計画的に進めている。

さらに、農林水産省では、農山漁村における高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、高齢者の生きがい発揮に資する取組を支援し、快適で安心な生産環境・生活環境づくりを推進している。

## (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備

### ア 学校における健康相談等の充実

メンタルヘルスなど多様化、深刻化している子供の現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本となる。

このため、文部科学省では、養護教諭を始め全ての教職員が、心身の健康に関する問題を抱える児童生徒が学校生活によりよく適応していけるよう、健康相談等を通して問題の解決を図り、関係者が連携し組織的に支援をするため、教職員向け指導参考資料の周知や本資料を活用した研修会等を開催し資質の向上を図るなど、組織体制の充実に努めている。

また、大学等の学生支援担当の教職員を対象とした会議等の様々な機会を通じて、学生の自殺防止に対する指導の充実についての理解啓発を図っている。加えて、独立行政法人日本学生支援機構においては、大学等の教職員に対し、自殺を含む学生の心の問題や成長支援に関する正しい知識の習得と理解を促進する取組を実施するなど各大学における学生支援の充実に努めている。

### イ スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実について

現代社会の変容に伴い、児童生徒が直面する問題はますます複雑多様になっており、様々な問題は、親と教員だけで解決できないことも多い。こうした多種多様な要因を背景とした児童生徒の相談に対して、教員という教育の専門家のほか、スクールカウンセラーのような心理の専門家を活用して臨むケースが増えており、学校における相談体制におい

て、今やスクールカウンセラーは不可欠の存在になりつつある。

また、児童生徒が置かれた様々な環境に働き掛けたり、児童相談所等の関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な方法を用いて問題を抱える児童生徒を支援するために、福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置する学校、教育委員会が増えている。

文部科学省では、学校等における教育相談体制を整備するために、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーを配置する都道府県等に対して補助を行っている。平成30年度は公立小学校及び全公立中学校にスクールカウンセラーを、小・中学校等にスクールソーシャルワーカーを配置するために必要な経費の補助を行ったほか、2019年度予算では、全公立小中学校に対するスクールカウンセラーの配置及び全中学校区に対するスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費を計上している。

また、文部科学省では、平成27年12月に「教育相談等に関する調査研究協力者会議」を開催し、29年1月に、今後の教育相談の在り方、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務内容、学校及び教育委員会における体制の在り方など、児童生徒の教育相談の充実について提言した報告を公表した。

さらに、27年12月の中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」等を踏まえ、「学校教育法施行規則」の一部を改正し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、スクールカウンセラーは、「小学校における児童の心理に関する支援に従事する」、スクールソーシャルワーカーは、「小学校における児童の福祉に関する支援に従事する」と同規則（中学校、高等学校等にも準用）に職務内容を規定した（29年4月1日施行）。

## ウ 学校における労働安全衛生管理体制の整備

労働安全衛生管理体制の整備は、教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、ひいては、学校教育全体の質の向上に寄与する観点から重要である。このため、文部科学省では、公立学校等における労働安全衛生管理体制の状況について調査を行うとともに、リーフレットの配布や担当者会議における周知等を通じて、学校における労働安全衛生法に基づく管理体制の整備を促しているところであり、引き続き、体制の整備が進められるよう取り組む。

### (4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

東日本大震災の被災者について、避難の長期化が見込まれる中で、平成27年1月に、50の対策からなる「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定した。

この「総合対策」は、施策の具体化と新たに追加した取組により、仮設住宅等で避難生活を送られる被災者の方々の心と体の健康への支援や災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援、被災者支援の総合的な推進等に取り組むための50の対策を取りまとめたものである。

これを踏まえ、27年度に「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設し、自治体が策定する事業計画の下、被災者の見守り・コミュニティ形成支援、子どもに対する支援の取組を支援した。

さらに28年度は「被災者健康・生活支援総合交付金」を拡充し、「被災者支援総合交付金」を創設した。避難生活の長期化や災害公営住宅への移転の本格化など復興のステージの進展に伴い生じる課題に対応するため、これまでの見守り等に加えて、住宅・生活再建に関する相談対応への支援や、人と人とのつながりを作り、生きがいをもって暮らしていただくための「心の復興」を追加するなど



し、自治体における被災者支援の取組を一体的に支援している。また、東日本大震災の心のケア対策を着実に推進する観点から、「被災者の心のケア支援事業」において、専門的な心のケアの支援を実施した。

文部科学省では、原子力発電所事故により避難している児童生徒がいじめに遭い、学校等が適切な対応を行わなかった事案について、28年12月、被災児童生徒を受け入れる学校に対して、被災児童生徒がいじめを受けていないかどうか確認を行うことなどの対応を求める通知を発出した。また、29年3月、基本方針を改定して、原子力発電所事故の避難者である児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むことを新たに盛り込み、教職員に対して適切な対応を求めている。さらに、同年4月に、被災児童生徒へのいじめの防止について、全国の児童生徒等に向けて、文部科学大臣からメッセージを発表するとともに、上記28年12月に発出した通知により各教育委員会に求めたいじめの状況等

の確認について、フォローアップ結果を公表した。

また、被災した子どもたちの心のケア等への対応のため、被災した地方公共団体等が学校などにスクールカウンセラー等を派遣するために必要な経費について支援している。30年度においては、被災地の要望を踏まえ、岩手県、宮城県、福島県に531人のスクールカウンセラー等を派遣している。

平成30年7月豪雨及び30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、被災者の心のケアに対応するため、「被災地心のケア事業」を実施し、被災地における心のケアの体制強化を図った。

また、文部科学省でも被災地の要望を踏まえ、平成30年7月豪雨及び30年9月の北海道胆振東部地震において、スクールカウンセラー等の緊急派遣等に対応できるように、被災した子どもたちの心のケア等への体制強化を図った。

## 6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組

### (1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上

地域においてかかりつけの医師等がうつ病と診断された若しくは疑われる人を、専門医や専門医療機関に適切につなぐことができるよう、都道府県・指定都市において、かかりつけ医等を対象とした「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業」を実施している。

自殺総合対策推進センターでは、地域自殺対策推進センターを対象とした研修や地方公共団体の職員や支援関係者を対象とした「生きることの包括的支援研修」を実施し、このなかで精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を向上させるための研修を行っている。

### (2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実

自殺総合対策推進センターは、日本精神科救急学会の協力により自殺未遂者ケア研修（精神科救急版）を、日本臨床救急医学会の協力により自殺未遂者ケア研修（一般救急版）をそれぞれ実施している。

平成26年度からは精神障害関係従事者養成研修事業（地域生活支援事業）により、アウトリーチに従事する医師等及び地域での精神科訪問看護に従事する看護師等を対象に、基本的知識及び技術の習得に資する研修を実施している。

また、うつ病に対する効果が明らかとなっている認知行動療法については、「精神療法の実施方法と有効性に関する研究」（こころの健康科学研究事業）において実施マニュアルを作成し、厚生労働省のWebサイトにて

公開している (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/kokoro/index.html>)。また、認知療法・認知行動療法については、22年度の診療報酬改定において評価を新設しており、普及に向けて、23年度から、医師等精神科医療従事者を対象に、実施者養成のための研修を実施している。

### (3) 精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置【一部再掲】

厚生労働省では、地方公共団体が定める精神保健福祉対策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職等を、医療機関を始めとして、地域に効果的に配置する取組を進めている。

「6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組 (1)精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上」参照。

### (4) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上【再掲】

「4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組 (3)かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上」を参照。

### (5) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等と連携した支援体制の構築を図るとともに、災害時に、被災した子どもの心のケアを行う体制をつくることを目的として、「子どもの心の診療ネットワーク事業」

を実施している。

### (6) うつ等のスクリーニングの実施

保健所、市町村の保健センター等による訪問指導や住民健診、健康教育・健康相談等の機会を活用することにより、地域において、うつ病の懸念がある人の把握を進めている。

出産後間もない時期の産婦について、産後うつ予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化している。

乳児家庭の孤立化防止や産後うつの予防等も含めた養育上の諸問題への支援を図るため、乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業」を実施しており、平成29年4月現在、1,734市区町村(99.6%)で実施されている。

高齢者については、閉じこもりやうつ状態になることを予防することが、介護予防の観点からも期待され、地域の中で生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを推進することが重要である。このため、地域では市町村が主体となって高齢者の介護予防や社会参加の推進等のために多様な通いの場を整備するなど、様々な取組を実施しており、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を実施している。

### (7) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

厚生労働省では、アルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号)第10条に基づくアルコール関連問題啓発週間(毎年11月10日～16日)にアルコール関連問題啓発フォーラムを主催しており、平成30年度においては、全国4県との共催によるフォーラムを開催し、啓発に取り組んだ。

また、国が依存症対策全国拠点機関を指定し、地域における指導者の養成等を実施する

とともに、都道府県や指定都市において、依存症の専門医療機関・治療拠点機関の選定や依存症相談拠点機関の設置、依存症対策総合支援事業を活用した行政や医療、福祉、司法等の関係機関から構成する連携会議の開催、依存症問題に取り組む民間団体支援を実施するなど、依存症対策の推進を図っている。

#### (8) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

自殺統計によれば、「健康問題」を原因・動機とする自殺者数の内訳としては、「病気の悩み・影響（うつ病）」が最も多く、「病気の悩み・影響（身体の病気）」がこれに次ぎ、慢性疾患等に苦しむ患者等からの療養生活上の相談や心理的ケアを適切に受けることができるよう、看護師の資質の向上が求められている。

厚生労働省では、地域医療介護総合確保基

金を通じて、がんや脳卒中といった専門領域の実務的な知識・技術の向上を図るための実務研修等を行う都道府県に対して財政支援を行い、看護師の資質の向上を推進している。

また、がんの診断後1年以内の自殺が多という報告等があることから、「がん対策推進基本計画」（平成30年3月9日閣議決定）を踏まえ、がん患者の自殺を防止するための効果的な介入のあり方について検討し、専門的・精神心理的なケアにつなぐための体制の構築やその周知を行っている。

自殺総合対策推進センターでは革新的自殺研究推進プログラムにおいて、がん医療において必要に応じ専門的・精神心理的ケアにつなげられるよう、全国のがん診療連携拠点病院等に設置されている「がん相談支援センター」を活用した体制整備の在り方に関する研究を推進している。

## 7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組

### (1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

自殺を防ぐための地域における相談体制の充実を図り、相談しやすい体制の整備を促進するため、都道府県・政令指定都市が実施している公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定し、平成20年9月10日より「こころの健康相談統一ダイヤル」として運用を開始した（0570-064-556）。31年4月現在、55自治体（全都道府県、札幌市、さいたま市、川崎市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、熊本市）が加入しており、30年の相談件数は約5万1千件となっている。

さらに、30年度「自殺予防週間」（9月10日から16日まで）及び「自殺対策強化月間」にあわせて、「こころの健康相談統一ダイヤル」の相談実施日や受付時間の延長等の拡充を呼び掛けた。加えて、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人からの相談を24時間365日

無料で受け、具体的な問題解決につなげるための電話相談事業を補助事業（厚生労働省から全国的な民間団体に補助）として実施している（「よりそいホットライン」（0120-279-338））。本事業では、地域の支援組織等と連携しつつ、「暮らしの中で困っていること、気持ちや悩みを聞いてほしい方」、「外国語による相談」、「性暴力、ドメスティックバイオレンスなど女性の相談」、「性別や同性愛などに関わる相談」、「自殺を考えるほど思い悩んでいる方」など、様々な相談を受け、必要に応じて他の支援機関につなぐ同行支援なども行っている。

厚生労働省では、「支援情報検索サイト」へ情報集約を図り、相談窓口を周知する取組を実施している。従前PC用ブラウザにのみ対応していたものを30年4月からスマートフォンにも対応できるようシステム改修を行った結果、対前年度と比較して倍以上のページビュー数（29年度：82,402PV、30年



度：168,186PV) となった。

29年11月以降、自殺願望を表す用語が検索された場合等に適切な相談窓口を案内する取組の実施を検索事業者及びSNS事業者に対して要請した結果、厚生労働省HPの相談窓口情報のページの掲出、事業者が提携している支援団体の相談先の掲出等の取組が進んだ。

加えて、30年度に、民間団体への補助により、検索連動型広告による相談窓口への誘導方法について、効果測定・検証を行った。

さらに、自殺総合対策推進センターでは、各都道府県と政令指定都市から相談窓口の情報を得て、同センターのWebサイト「いのち支える」の中に「いのち支える相談窓口一覧（都道府県・政令指定都市別の相談窓口一覧）」を開設し、相談窓口情報の分かりやすい発信を推進している。この相談窓口一覧には毎月7,500件のページビューがあった。

## (2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

平成19年4月に策定された「多重債務問題改善プログラム」は、①丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化、②借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供、③多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化、④ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化の四つを柱としており、現在、同プログラムに沿って関係省庁、関係機関により多重債務者対策が進められているところである。

### ア 相談窓口の整備

多重債務相談窓口については、全ての都道府県及び約99%の市区町村において整備されている（平成31年3月末現在）。

また、政府では、都道府県、市区町村における取組をバックアップするという観点から、平成20年4月より、財務局、財務支局、沖縄総合事務局に多重債務相談員を配置し、多重債務相談を実施している。財務局等、都道府県、市区町村の29年の相談件数の合計は

約3万5千件であり、今後とも多重債務者を相談窓口へ誘導するため、効果的な広報活動を行っていくことが期待される。このほか、日本貸金業協会においては、貸金業に関する相談・苦情を受け付ける窓口として、貸金業相談・紛争解決センターを設けており、相談者本人のみならず、配偶者及び親族も対象として、個別に生活再建支援のカウンセリングを行っている（29年度実績491回）。

さらに、19年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」、20年度から25年度の相談強化キャンペーンに引き続き、「多重債務者相談強化キャンペーン2018」を30年9月から12月に実施し、全国各地でメンタルヘルスを含む相談を受け付ける無料相談会の開催など地方自治体や関係機関の主体的な取組みを促した。また、23年度より、相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報として、消費者向け及び事業者向けの相談窓口を記載した都道府県別リーフレットを作成し、関係機関を通じて配布しており、30年度は、リーフレット82万枚、ポスター6万枚を作成・配布した。

### イ セーフティネット機能を有する貸付の充実

多重債務者に対しては、まずは相談窓口等において、丁寧な事情の聴取と債務整理等の解決方法の相談・検討を行うことが重要である。その上で、必要な場合は、多重債務者に対する貸付（セーフティネット機能を有する貸付）を活用することも考えられる。セーフティネット機能を有する貸付については、消費者向けとしては生協等による取組が、事業者向けとしては、日本政策金融公庫による経営支援と一体となった融資制度や一旦失敗した事業者に対する融資制度などの取組が進められている。

また、生活に困窮している者に対する貸付制度である「生活福祉資金貸付」においては、平成27年の生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に伴い、生活困窮者の相談窓口と密接な連携を図りながら、必

要な貸付を行っている。

### (3) 失業者等に対する相談窓口の充実等

厚生労働省では、失業者等に対してハローワークの窓口においてきめ細かな職業相談を実施するとともに、早期再就職のための様々な支援を実施している。

特に、心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等の相談に対応するため、キャリアコンサルティングの技法等を活用しながら、きめ細かな相談を行うことにより、求職活動上の課題の解決を図り、長期失業に至ることのないよう支援している。また、求職活動を進める上で高ストレス状態にあることは好ましくないため、ストレスチェックシート（求職者自身がストレス状態を把握できる）の作成・配付及びメールによる相談を専門的な知識を有する民間事業者等に委託して実施するほか、ハローワークにおいて、就職に関連した生活に関する問題について、臨床心理士、弁護士など専門家による巡回相談を定期的の実施している。

さらに、若年無業者等の職業的自立を実現するためには、各人の置かれた状況に応じて個別的に支援を行うことや、課題の所在を正確に把握し、支援対象者との信頼関係が築かれた専門スタッフによるサポートを継続的に行うことが必要である。

このため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる「地域若者サポートステーション」（通称：サポステ）を全国に設置し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談、合宿を含む生活面等のサポートと職場実習を行う「若年無業者等集中訓練プログラム」、就職した者への定着・ステップアップ相談等を実施している。さらに、高校等とサポステの連携により、高校中退者等に対するアウトリーチ型の就労支援を実施している。

### (4) 経営者に対する相談事業の実施等

中小企業庁では、都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助している。

また、多種多様であり、事業内容や課題についてもそれぞれの地域性が強いという特性のある中小企業の再生を図るため、47都道府県の商工会議所等に設置された中小企業再生支援協議会においては、専門性を備えた常駐専門家や外部専門家を配置しており、過剰債務など、財務上の問題を抱える中小企業に対し、窓口における相談対応や債務整理等の金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援など、事業再生に向けた支援を行っている。

また、「自殺対策強化月間」に係る取組として、中小企業者の自殺防止の観点から、約600の関係機関・団体に対して、「自殺対策強化月間」及び各種相談窓口の周知について要請を行うとともに、中小企業関係機関・団体に対して、全国約8,000人の商工会・商工会議所経営指導員による巡回指導を始めとした中小企業者の相談対応におけるきめ細かい対応について要請した。

なお、全国どこからでも一つの電話番号で、資金繰りや経営相談など、どこに相談したらよいか困っている方から幅広く相談を受け付ける「中小企業電話相談ナビダイヤル（0570-064-350）」（最寄りの経済産業局中小企業課につながる）を実施した。

さらに、融資の際に経営者以外の第三者の個人保証を原則求めないことを金融機関に対して引き続き徹底するとともに、経営者の個人保証に拠らない融資を一層促進するため「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及に努めている。独立行政法人中小企業基盤整備機構・地域本部等においては、経営者保証に関する事業者からの相談対応や、ガイドラインに基づく経営者保証に拠らない融資等を希望する事業者への専門家派遣等も行っている。

## (5) 法的問題解決のための情報提供の充実

日本司法支援センター（通称：法テラス）では、法的トラブルを抱えてお困りの方に、法テラス・サポートダイヤル（0570-078374（おなやみなし））をはじめ、全国各地の地方事務所の窓口で問合せを受け付け、法的トラブルの解決に役立つ様々な法制度や各種相談窓口についての情報を無料で提供する情報提供業務、経済的な理由で弁護士・司法書士の法的援助を受けることが困難な方を対象に、無料で法律相談を行い（平成30年度の法律相談援助件数は約30万2,000件）、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う民事法律扶助業務、その一環として、政令で指定された大規模災害の被災者を対象に、資力の状況にかかわらず、災害発生日から1年を超えない期間、生活の再建に必要な法律相談を無料で行う被災者法律相談援助（30年度に指定された「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）」の同年度内における被災者法律相談援助件数は約1万3,000件）、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第6号）に基づき、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に23年3月11日において住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（30年度の震災法律相談援助件数は約5万5,000件）、東日本大震災に起因する紛争について、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う東日本大震災法律援助事業、犯罪の被害に遭った方やその御家族に対し、損害・苦痛の回復や軽減を図るための法制度や犯罪被害者支援に係る各種相談窓口についての情報を提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等を行う犯罪被害者支援業務などを行っている。

法テラスには、多重債務などの金銭問題や、男女・夫婦に関する問題、職場でのいじめや解雇などの労働問題をはじめ様々な問題についての相談が寄せられ、このような法的

なトラブルや悩みが自殺に至る原因の一つとなっていることも多いことから、法テラスにアクセスしてきた相談者をこれらの問題の解決へと導くことにより、自殺を未然に防ぐことができると考えられる。また、突然、家族に先立たれ、残された借金や相続問題などに直面している御遺族の方への適切な支援を行うことも重要である。

法テラスが、こうした期待に十分応えられるようにするためには、法テラスと自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体等とが相互に密接に連携し、支援体制のネットワークを充実させることが必要である。

このような観点から、法テラスでは、「いのちの電話」や地方公共団体・警察、その他自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体を含む約7,000の関係機関・団体等（窓口数にして約2万4,000関係機関・団体等）に関する情報を集約し、利用者に対して、相談内容や状況に応じて適切な窓口を迅速に案内するとともに、転送や取次ぎなど利用者の負担を軽減するためのスムーズな橋渡しに努めている。さらに、これら関係機関・団体の窓口相談に訪れた方が法的な支援を必要としている場合には、法テラスを案内していただくなど相互の連携・協力関係を充実・強化するために、関係機関・団体との協議会や業務説明会を開催するなどの取組も進めているほか、他の団体が実施する研修にも積極的に参加している。

また、自殺を考えている方の心情に十分配慮した対応をすることも重要であり、法テラスでは、相談を受け付ける法テラス・サポートダイヤルのオペレーターや地方事務所の情報提供専門職員らを対象に適宜研修等を実施しており、適切な対応に努めている。

なお、東日本大震災の被災者に対する支援策の一つとして、フリーダイヤル（「震災法テラスダイヤル（0120-078309（おなやみレスキュー）」）を設置し、二重ローン問題や原発の損害賠償請求などの震災に起因する法的トラブルについても解決に役立つ法制度や



相談窓口等の案内を行っているほか、被災地に設置した出張所において、消費者庁や地方自治体と連携して、司法書士、社会福祉士、社会保険労務士、税理士などの専門家によるワンストップのよろず相談会を実施している。また、30年7月17日からは、前記フリーダイヤルにおいて、「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）」の被災者からの問合せにも対応している。

法テラスとしては、法的トラブル解決のきっかけとなる情報を広く国民が得ることができるよう、民生委員や調停委員等向けにパンフレット・リーフレット等を配布して法的トラブルを抱える方に身近に接する機会の多い職種の方々を介し、法テラスの存在や業務内容を国民に周知しているところであり、今後も自殺の原因にもなっている多重債務等の問題を解決するための情報をより多くの方々に御案内することにより、自殺防止に取り組んでいる。

#### (6) 危険な場所、薬品等の規制等

鉄道駅のプラットホームにおいて、視覚障害者等を始めとする全ての駅利用者にとって線路への転落等を防止するために効果の高いホームドアの整備を促進しており、自殺の抑止にも寄与しているものと考えられる（平成30年3月末現在で725の駅で設置）。国土交通省では、「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間取りまとめ（28年12月）等を踏まえ、引き続きホームドア整備を推進している。

厚生労働省では、毒薬及び劇薬については「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）において、毒物及び劇物については「毒物及び劇物取締法」（昭和25年法律第303号）において、それぞれ、不適切な使用につながる流通を防止するため、譲渡規制等を行っており、販売業者等に対し、引き続き規制の遵守の徹底を指導しているところである。

警察では、遺書、平素の言動その他の事情により、自殺するおそれのある行方不明者について保護者等から行方不明者届を受理した場合は、速やかに発見活動を開始し、当該行方不明者の発見に努めている。

#### (7) ICTを活用した自殺対策の強化【一部再掲】

平成29年11月以降、総務省、経済産業省、厚生労働省、法務省及び文部科学省では、「自殺」「死にたい」等の自殺につながる用語の検索を行った場合に、相談窓口への誘導を行うことについて、事業者に要請を行った。厚生労働省では、自殺対策のWebサイトを更新し、SNS等に対応した相談窓口情報の追加・整理を行った。これらの結果、厚生労働省Webサイトの相談窓口情報のページの掲出、事業者が提携している支援団体の相談先の掲出等の取組が進んだ。

厚生労働省では、広く若者一般を主な対象とするSNSを活用した相談事業を、30年3月から実施している。31年3月には、SNS相談の支援ノウハウを集約した「自殺対策におけるSNS相談事業（チャット、スマホアプリ等を活用した文字による相談事業）ガイドライン」を公表した。

自殺総合対策推進センターでは、ICTを活用した自殺対策についての研究を推進している。

法務省の人権擁護機関では、人権擁護の観点から、青少年のインターネットリテラシー向上に重点を置いた各種啓発活動を実施するとともに、インターネット上で人権侵害を受けた場合等の相談窓口や救済手続についての周知広報や、ICTを活用した相談窓口への誘導強化を推進している。

「2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組 (3)自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及」及び「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (1)地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の

分かりやすい発信」参照。

## (8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進

総務省では、プロバイダの迅速、的確な対応が可能となるように「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用の支援を行っている。事業者団体に対して、加盟事業者へ自殺の誘引情報等への対応の徹底を周知させるとともに、事業者団体自らにおいても必要な措置を講じることについて、平成29年に要請を行い、30年にフォローアップを行った。事業者団体によれば、30年10月時点では、自殺の誘引情報等の書き込み禁止を利用規約等に明記・運用する取組みに関し、加盟事業者において特段の問題等は出てきていないとの回答が示された。また、文部科学省及び情報通信分野の企業・団体等と協力しながら、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的とした出前講座である「e-ネットキャラバン」を、児童・生徒、保護者・教職員等を対象として全国で実施している。

警察庁では、一般のインターネット利用者等からインターネット上の違法情報等に関する通報を受け付け、警察への通報やサイト管理者等に削除を依頼するなどの業務を行うインターネット・ホットラインセンターの運用を民間委託している。座間市における事件を受け、30年1月から、同センターにおいて「不特定多数の者、又は「死にたい」「自殺したい」等と自殺をほのめかしている者に対し、自殺の実行を「手伝う」「請け負う」等の表現が記載されている自殺関与の情報や、「一緒に死にませんか」「本気で死にたい人を募集しています」等、自己のみならず他者の生命に対して危害を加えることを含むような、他者の自殺を誘引・勧誘する表現が記載されている自殺の誘引・勧誘情報」(以下「自殺誘引等情報」という。)を受理したときは、同センターから直接サイト管理者等に削除を依頼するとともに、緊急を要する場合には都

道府県警察に通報している。また、都道府県警察においても、同様の情報を認知したときは、サイト管理者等に削除を依頼するなどの対応を行っている。さらに、30年1月からは、インターネット上の自殺誘引等情報を収集し、同センターへの通報を行うサイバーパトロール業務を民間事業者に委託している。

インターネット・ホットラインセンターでは、30年に、自殺誘引等情報と判断した2,582件(うち2,046件が民間事業者への委託によるサイバーパトロールからの通報分。)の通報のうち、2,466件(対応依頼を行う前に削除されたもの等を除く)について、プロバイダ等に対して対応を依頼し、1,814件が削除に至った。

また、30年4月には、警察庁の協力の下、SNS事業者等から成る「青少年ネット利用環境整備協議会」において、SNS上で行われる自殺に関連する書き込みに起因する児童被害防止等を目的とした青少年ネット利用環境整備ガイドラインが策定された。

青少年インターネット環境整備法は、「自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報」を青少年有害情報の例の一つとして挙げ、そうしたインターネット上の有害情報から青少年を守るため、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずること、有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることなどを定めている。

内閣府では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、2月から5月までの予定で、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施し、関係省庁や関係団体等と連携した、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動や国内外のインターネット利用実態や取組等に関する調査を推進している。

また、関係府省庁では青少年や保護者・教職員等青少年を取り巻く関係者に対し、青少年のインターネット利用に係るリスクとその

対策を周知することで、自殺関連情報等の違法・有害情報の閲覧への対策として有用であるフィルタリングの認知度・理解度の向上を図り、保護者等による自主的で実効的な対策を促進するべく、普及啓発活動等を実施している。

経済産業省では、警察庁等と連携しながら、学生・保護者等を対象にしたインターネット安全教室を開催している。青少年が自殺関連情報等の違法・有害情報を閲覧することがないように、フィルタリングの利用促進等も含めたインターネットの安全利用についてのリテラシー向上を支援している。今後も引き続き関係者と連携してフィルタリングの普及啓発を行っていく。

文部科学省では、青少年インターネット環境整備法等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムの開催や、普及啓発資料の配布等を通して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進するとともに、各地域における先進的な有害環境対策等の取組に対して支援を行っている。

総務省では、教職員や専門家からのヒアリングを通じて、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を21年度より毎年更新・作成し公表している（教育の情報化推進ページ：[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/index.html)）。30年12月には、SNS上の知人による誘い出しに関する事例の追加等を行い、「インターネットトラブル事例集（2018年度版）」を作成し公表した。

また、文部科学省、総務省及び経済産業省では、29年12月から、学校の教職員が、児童生徒のインターネット等の安全利用について必要な知識を身に付けることにより、より一層適切な生徒指導、教育相談、情報モラル教育を行うことができるようにするため、インターネット安全教室及びe-ネットキャラバン

に教育委員会関係者・教育関係者の参加を促している。

法務省の人権擁護機関では、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を強調事項として掲げ、携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室やインターネット広告、インターネット人権フォーラムの開催等の各種啓発活動を実施した。

また、30年度には、フィルタリングの推奨等について記載された啓発冊子「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」を改訂し、全国の中学3年生に配布したほか、法務局・地方法務局において同冊子を活用した啓発活動を実施している。

### (9) インターネット上の自殺予告事案への対応等

インターネット上の自殺予告事案について、警察からプロバイダ等に対して発信者情報の照会がなされた場合に、これを受けたプロバイダ等における情報開示の可否についての判断基準及び発信者情報開示の手続を整理した「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」が、平成17年10月に電気通信関連団体により策定されている。同ガイドラインを踏まえ、都道府県警察においてプロバイダ等と連携した対応を実施し、自殺防止の措置を講じている。30年中に都道府県警察が発信者情報の開示を受けた件数は274件で、自殺予告をした者は延べ328人であるが、これらの者への都道府県警察の対応状況は、表のとおりであり、そのうち自殺のおそれがあった62人に対して、本人への説諭、家族への監護依頼等により自殺防止措置を講じた。



## 発信者情報の開示を受けた自殺予告事案への対応状況

既に自殺により死亡	7人
既に自殺を図っていたが、救護等により存命	12人
自殺のおそれがあり、説諭等を実施し、自殺を防止	62人
いたずら等自殺のおそれがないことが判明	209人
書込者が判明せず	38人
合計	328人

総務省では、プロバイダの迅速・的確な対応が可能となるよう上記のガイドラインの適切な運用の支援を行っている。また、平成21年から、電気通信事業者等からインターネット上の違法有害情報に関する相談を受け、上記のガイドライン等に基づいた助言を行うなどの違法・有害情報に関する相談業務等を行う、違法・有害情報相談センターを設置している。

次に、インターネットを通じた有害情報の取得をきっかけとして起きる社会問題に対応するため、フィルタリングの普及も重要である。

経済産業省では、フィルタリングに関する普及啓発等のためにインターネット安全教室を開催している。今後も引き続き自殺関連情報等の違法・有害情報対策を進めていく。

## (10) 介護者への支援の充実

介護保険制度において、短期間又は日中の間、介護サービス事業所で要介護高齢者に対する介護を行う短期入所生活介護や通所介護等について給付を行っており、介護者に対するレスパイトケアにもつながっている。また、地域包括支援センターにおける高齢者を介護する者の相談・援助や、地域支援事業の家族介護支援事業において市町村等が行う介護教室・介護者相互の交流会開催等の経費の一部を負担する等、高齢者を介護する者に対する必要な支援の実施に努めている。

## (11) ひきこもりへの支援の充実

保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり対策を推進している。

ひきこもり支援に携わる人材の確保を目的として、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等の地域専門機関で相談・支援に従事している専門職等を対象に「ひきこもり対策研修」を実施している。

## (12) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

児童虐待への対応については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第146号）の累次の改正や、民法（明治29年法律第89号）などの改正により、制度的な充実が図られてきた。一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成28年度には児童虐待防止法制定直前の約10.5倍に当たる12万2,575件となっている。子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

このような課題に対処するため、児童福祉法等の改正が2年連続で行われ、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図っている。28年5月に成立し、29年4月に全面施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）では、初めて子どもを権利の主体として法律に位置付けるなど児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの設置、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることとされた。さらに、29年5月に成立した「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成

29年法律69号)では、虐待を受けている子ども等の保護を図るため、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとする等、司法関与を強化する等の措置を講ずることとされた。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第69号)の概要 (平成29年6月14日成立・6月21日公布)	
<b>改正の趣旨</b>	虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。
<b>改正の概要</b>	<p>※平成29年の「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成29年法律第69号)」の附則において、施行後速やかに裁判所の職員の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。</p> <p><b>1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与(児童福祉法)</b></p> <p>① 里親委託・施設入所の措置の承認(児童福祉法第28条)の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。</p> <p>② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合(在宅での養育)においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。</p> <p>③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。</p> <p><b>2. 家庭裁判所による一時保護の審判の導入(児童福祉法)</b></p> <p>○ 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。</p> <p><b>3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大(児童虐待の防止等に関する法律)</b></p> <p>○ 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。</p> <p><b>4. その他所要の規定の整備</b></p>
<b>施行期日</b>	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(平成30年4月2日)

また、児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」を運用しており、児童相談所につながるまでの時間短縮を進めるため、28年4月に、音声ガイダンスの短縮や、30年2月に携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの改善を進めている。

性犯罪・性暴力の被害者への支援については、28年4月に、各都道府県等に対して、犯罪被害者支援団体等から性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を提供するよう依頼を行ったほか、性犯罪・性暴力被害者の医療機関の選択に資するため、28年3月に告示改正を行い、病院等の管理者が都道府県知事に報告する事項に、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを設置していることを加え、都道府県知事は設置の報告があった場合には公表することとした。

警察では、カウンセリング技能を有する警察職員に対し専門的研修を行うことにより、その技術・能力の向上に努めるとともに、部

外の精神科医やカウンセラー、民間被害者支援団体等との連携を図るなど、性犯罪被害者の精神的被害を軽減するためのカウンセリング体制を整備している。

また、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」の導入を始めとする相談のしやすい環境の整備・充実、性犯罪の専門捜査官の育成、職員に対する教養の充実、性犯罪捜査における証拠採取用資機材の整備を行うなどして、被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進している。

さらに、性犯罪・性暴力被害者等への支援のため、地方公共団体等と協力して、地域における関係機関・団体間の連携を促進するなどの取組を行っている。

内閣府では、性犯罪・性暴力被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するために、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う相談員を対象とした研修等を行う「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」を実施するとともに、29年度に創設した性犯罪・性暴力被害者支援交付金により、各都道府県が行う性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進を支援し、32年までに各都道府県に最低1か所設置するという目標を前倒しで30年10月に達成した。

厚生労働省では、婦人保護施設における性暴力被害者の中長期的な支援プログラムの策定に関する調査研究を実施した。

また、性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施している。

### (13) 生活困窮者への支援の充実

厚生労働省では、福祉事務所設置地方自治体(903自治体)において、複合的な課題を

抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援等を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげている。

また、生活困窮者の一層の自立の促進を図るため、第196回国会に所要の法案を提出し、平成30年6月に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）が成立した。改正生活困窮者自立支援法の内容を踏まえ、30年10月に生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携通知を発出し、自殺予防に関する相談窓口において自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことも含め、両施策が互いに連携して支援にあたること等を周知した。

#### (14) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等

厚生労働省では、平成27年12月に策定された「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭を支援するため、地方公共団体のひとり親家庭の相談窓口において、従来の母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員の配置を進め、子育て・生活から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制の整備を推進している。

また、行政機関を訪れる機会が少ないひとり親家庭を確実に行政の支援につなげるため、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活・就業・養育費の確保など、様々な問題について集中的に相談できる体制を、地方公共団体に構築できるよう支援している。

#### (15) 妊産婦への支援の充実【一部再掲】

妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や0歳0日での

虐待死に至る場合があるなど、妊娠期から支援することが重要であるため、予期せぬ妊娠等の相談対応を行う女性健康支援センターにおいて、特定妊婦と疑われる者を把握した場合に、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を確認し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備するとともに出産後間もない時期の産婦については、産後うつ等の予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化している。

また、産後に心身の不調又は育児不安等を抱える者等に対しては、退院直後の母親等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を推進している。

平成30年度の診療報酬改定において、精神疾患を合併した妊産婦（ハイリスク妊産婦）に対して、産科、精神科の医師等及び自治体の職員等の多職種が連携して患者の外来診療を行う場合の評価を新設した。

「6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組（6）うつ等のスクリーニングの実施」参照。

#### (16) 性的マイノリティへの支援の充実

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じており、人権相談等を通じて、性的指向や性自認を理由とする嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。また、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」及び「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項として掲げ、啓発リーフレットの配布や特設サイトの設置のほか、性的指向及び性自認をテーマとした人権啓発ビデオ「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」やスポット映像をYouTube法務省チャンネルを通じて配



信するなどの各種啓発活動を実施している。

文部科学省では、都道府県・政令指定都市教育委員会等の人権教育担当指導主事を集めた「人権教育担当指導主事連絡協議会」において、通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」及び通知を踏まえた教職員向け周知資料の趣旨の徹底を図った。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費の補助を行っており、引き続き取組を継続し、教育支援体制の充実に努めている。

大学等の学生支援担当の教職員を対象とした会議等の様々な機会を通じて、平成27年4月初等中等教育局通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を参考資料として示しながら、教職員の理解啓発を図るとともに、適切な対応を促した。

厚生労働省では、公正な採用選考についての事業主向け啓発パンフレットに「LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨を記載し、Webサイト上に公表した。

また、職場における性的指向・性自認に対する不理解がパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの背景になりうるため、事業主向けのガイドブックやパンフレット等により、周知を図っている。

さらに、性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口（よりそいホットライン）を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を実施した。

### (17) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化【一部再掲】

近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題と

なっている状況を受け、文部科学省では、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行うため、平成29年7月に有識者会議を開催し、30年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」を取りまとめた。また、30年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援している。

「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (7)ICTを活用した自殺対策の強化」及び「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (12)児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実」参照。

### (18) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知

平成31年3月に、自殺総合対策の推進に関する有識者会議を開催した。この会議は、自殺総合対策大綱に基づき、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、民間団体等が連携協力するため、また、中立・公正の立場から自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価することを目的としている。

自殺総合対策推進センターでは関係機関等の連携を効果的に行っている事業例を収集し、地域自殺対策政策パッケージに掲載し、「地域自殺対策推進センター等連絡会議」などを通じて、地域自殺対策推進センターに対して効果的な情報共有の仕組みの整備を促している。また、地方公共団体の自殺対策計画策定関係者などが、関係機関等の連携を効果的に行っている事例を含めた自殺対策の先進的な取組事例を検索できる「自殺対策先進事例データベース」を開発し、30年11月より自殺総合対策推進センターのWebサイトで公開している。

## (19) 自殺対策に資する居場所づくりの推進

厚生労働省では、生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い者などに対して、「生きることの阻害要因（自殺リスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺の保護要因）」を増やす支援を行うために、自殺対策に資する若者の居場所づくり好事例を取りまとめ、平成30年3月に地方公共団体へ情報提供を行った。また、30年度に、若者の自殺対策について有識者を集めた検討会を実施し、その議論を踏まえ、若者の居場所に関するヒアリング等を実施している。

## (20) 報道機関に対する世界保健機関の手引き等の周知

マスメディアの適切な自殺報道に資するため、世界保健機関が作成した自殺予防に関する「自殺予防メディア関係者のための手引き」（以下「手引き」という。）や国内の報道機関が自主的に策定した自殺報道に関するガイドライン等を報道各社に対し周知している。

厚生労働省のWebサイトに「手引き」を掲載して、その周知を図っている。また、自殺総合対策推進センターにおいては、メディ

ア従事者を対象としたメディアカンファレンスを平成28年度から実施し、自殺や自殺対策について「手引き」などに基づき適切な報道がなされるよう支援を行っている。

自殺総合対策推進センターは、30年度に、WHOが発刊した「コミュニティが自殺対策に主体的に関与するための手引きとツール集」（Preventing suicide: A community engagement toolkit）を翻訳・公表したが、同書の中で「継続的なメディアの活用」についての言及がなされており、責任あるメディア報道として、具体的な指針が示されている。

### メディア関係者のためのクイック・リファレンス

- 努めて、社会に向けて自殺に関する啓発・教育を行う
- 自殺を、センセーショナルに扱わない。当然の行為のように扱わない。あるいは問題解決法の一つであるかのように扱わない
- 自殺の報道を目立つところに掲載したり、過剰に、そして繰り返し報道しない
- 自殺既遂や未遂に用いられた手段を詳しく伝えない
- 自殺既遂や未遂の生じた場所について、詳しい情報を伝えない
- 見出しのつけかたには慎重を期する
- 写真や映像を用いることにはかなりの慎重を期する
- 著名な人の自殺を伝えるときには特に注意をする
- 自殺で亡くなった人に対して、十分な配慮をする
- どこに支援を求めることができるのかということについて、情報を提供する
- メディア関係者自身も、自殺に関する話題から影響を受けることを知る

WHO「自殺予防 メディア関係者のための手引き」（2008年改訂版日本語版）  
訳 河西 千秋（横浜市立大学医学部精神医学教室）

## 8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組

### (1) 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備

自殺未遂の既往が、自殺の危険因子の一つであることが示されていることを踏まえ、平成30年度から、「自殺未遂者支援拠点医療機関整備事業」を実施し、自殺未遂者支援の拠点となる医療機関の整備を推進し、自殺未遂者対策の向上を図っている。

### (2) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

厚生労働省では、精神科救急情報センターや、輪番制等による精神科救急医療施設の整

備を行う「精神科救急医療体制整備事業」にて、自殺未遂者等の精神・身体合併症患者に対する対応について体制整備を図っている。

さらに、救命救急センターにおいて、救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療等が速やかに行われるよう、精神科の医師を必要に応じ適時確保することを、各都道府県に求めているところである。なお、「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」を基に、自殺総合対策推進センターが日本臨床救急医学会と精神科救急医学会の協力により、救急医療の従事者を対象とした「自殺未遂者ケア研修」を開催している。

24年度の診療報酬改定で、一般病棟に入院した自殺未遂者などの患者に対して、精神症状の評価や、退院後の診療の調整を行う精神科リエゾンチームに対する評価を新設した。また、28年度の診療報酬改定では、自殺企図により入院した患者に対し、精神保健福祉士等が、退院後も一定期間継続して、生活上の課題の確認、助言及び指導を行うことへの評価を新設した。

### (3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化【再掲】

「6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組 (1)精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上」及び「6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組 (3)精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置」参照。

### (4) 居場所づくりとの連動による支援【再掲】

「7 社会全体の自殺リスクを低下させる

取組 (19)自殺対策に資する居場所づくりの推進」参照。

### (5) 家族等の身近な支援者に対する支援

自殺総合対策推進センターが平成30年12月に地方公共団体の関係者などを対象として実施した「第3回生きることの包括的支援研修(自殺未遂者支援/自死遺族等支援)」には、家族などの身近な支援者に対する支援に関する内容も盛り込んだ。

### (6) 学校、職場等での事後対応の促進

文部科学省では、児童生徒の自殺未遂の背景となった事実関係に関する報告の状況等を踏まえ、必要に応じ、背景調査を含め、事後対応の在り方について指導・助言を行っている。

また、職場については、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」や、独立行政法人労働者健康安全機構のホームページ等を通じて、自殺未遂発生直後の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知している。

## 9 遺された人への支援を充実する取組

### (1) 遺族の自助グループ等の運営支援

厚生労働省では、地域自殺対策強化交付金を通じ、自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援を実施している。

また、平成28年度から、過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通して心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う「過労死遺児交流会事業」を実施している。

自殺総合対策推進センターでは、自殺総合対策推進に向けて遺族の自助グループなどの運営支援も含めた自死遺族支援に関する指針について検討し、30年11月に「自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引」を公表した。

### (2) 学校、職場等での事後対応の促進

文部科学省では、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、児童生徒の自殺が起こった際の、周囲の関係者に対するメンタルヘルスや危機管理、第三者による調査も視野に入れた背景調査などの事後対応の在り方について検討を行い、平成22年3月に「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」、23年6月に「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(26年7月に改訂)」をそれぞれ作成した。これらの資料を活用し、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、周知を図っている。

また、職場については、働く人のメンタル



ヘルス・ポータルサイト「こころの耳」や、独立行政法人労働者健康安全機構のホームページ等を通じて、自殺発生直後の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知している。

### (3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等

地方公共団体では、地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等を作成し、配布している。

自殺総合対策推進センターは、遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進などについて研究を実施し、平成30年11月に自死遺族等支援に関する指針「自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引」を公表した。

### (4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上【再掲】

「4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組 (9)遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上」参照。

### (5) 遺児等への支援【一部再掲】

文部科学省では、スクールカウンセラーの配置に必要な経費の補助を行っており、引き続き取組を継続し、教育支援体制の充実に努めている。

「4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組 (4)教職員に対する普及啓発等」参照。

## 10 民間団体との連携を強化する取組

地域における民間団体の取組は、自殺対策基本法の制定以前、国や地方公共団体からの支援が必ずしも十分でない中で、電話相談等の自殺のリスクの高い人への危機介入などの直接的な自殺予防の活動のみならず、分かち合いの会の開催等を始めとする自死遺族等への心理的ケアの実施などの事後対応も含めて幅広く展開されてきた。地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を進める上で、民間団体による地域に密着した様々な取組は、我が国における自殺対策においてなくてはならないものである。

### (1) 民間団体の人材育成に対する支援

厚生労働省では、民間団体における人材養成を支援するため、様々な活動分野に対応したゲートキーパー養成研修用DVDを、Webサイト上に掲載している。また、地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の人材育成に対する支援を実施している。

自殺総合対策推進センターでは、新たな自殺総合対策大綱の理念に基づいて実施される

ことが望ましい人材育成（ゲートキーパー養成研修など）に関するマニュアルの開発に取り組んでいる。

### (2) 地域における連携体制の確立

厚生労働省では、平成31年2月に全国自殺対策主管課長等会議を地域自殺対策推進センター等連絡会議と合同で開催し、都道府県及び政令指定都市の主管課に対して、自殺対策に関する政府の取組等についての説明を行った。

厚生労働省では、28年度から「地域自殺対策推進センター運営事業」として、各都道府県・指定都市に地域自殺対策推進センターを設置の補助を行っている。

また、厚生労働省は、28年度から、自殺対策を推進する中核的機関（シンクタンク）としての「自殺総合対策推進センター」の設置を通じて、自殺対策のPDCAサイクルの効果的な実施を図り、民間団体を含めた地域の自殺対策を支援する機能を強化し、エビデンスに基づく政策展開（evidence-based

programs) を推進している。

自殺総合対策推進センターでは、「地域自殺対策推進センター等連絡会議」及び「地域自殺対策推進センター等連絡会議ブロック会議」などにより地域自殺対策推進センターを通じて地域における連携体制の推進を図っている。

また、自殺総合対策推進センターが中心となって、地域の自殺対策の推進等に役立てるため、「自治体における自殺対策の施策の実施状況調査」などを行い、その結果を公表している。

消費者庁では、トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者、被害経験者等）を効果的・重点的に地域で見守る体制を構築するため、消費生活センターを始めとする幅広い関係者の参加したネットワークの充実を図っている。

### (3) 民間団体の相談事業に対する支援

自殺を始めとする精神的危機にある人たちに対して、電話等の手段で対話することを目的とする団体として、「いのちの電話」や「大阪自殺防止センター」、「東京自殺防止センター」などがある。

現在「いのちの電話」は、41都道府県に49センター3分室が設置され、平成30年6月現在で電話相談員数は約6,200名、30年の年間相談件数は63万6,288件となっている。「いのちの電話」の電話相談員は無償ボランティアとして活動しており、相談員となるためには研修を受け、いのちの電話相談員の認定を受

けて活動している。近年は一部センターにおいて、インターネット相談や、自死遺族支援等も行っている。

9月、3月の自殺対策強化月間の限定ではあるが、チャット、メール、電話の3つの窓口を設け、利用者が相談方法を選択可能とする取組も行っている。

厚生労働省では、民間の団体が行う、自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、一定の財政上の措置を行う「自殺防止対策事業」を平成21年度から実施しており、電話相談員の人材育成等の事業を行う団体等がその対象となっている。また、地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の人材育成に対する支援を実施している。

### (4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

厚生労働省では、地域自殺対策強化交付金を通じて、民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援を実施している。

また、自殺防止対策事業により、民間の団体が行う、自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、一定の財政上の措置を講じている。

自殺総合対策推進センターでは、日本司法書士連合会、日本社会福祉士会、生活困窮者自立支援の民間団体などと連携して、社会的支援の連携に取り組んでいる。

## 10代のための支援サービス検索・相談サイト Mex（ミークス）について

### 【立ち上げの背景】

認定NPO法人3keys（スリーキーズ）は、生まれ育った環境によらず、すべての子どもたちの安心・安全な育ちや権利が保障されるためのセーフティネットを増やしていくことをビジョンとして活動している団体です。

子どもの貧困、児童虐待、いじめ、そして若者の自殺といった子どもたちを取り巻く環境は年々深刻化してきており、改善の兆しが見えてきません。その背景には、地域のつながりが減り、子育てにまつわる親の負荷や責任が増え、親をはじめ頼れる大人が周りにいない子どもたちが増えてきている状況があります。

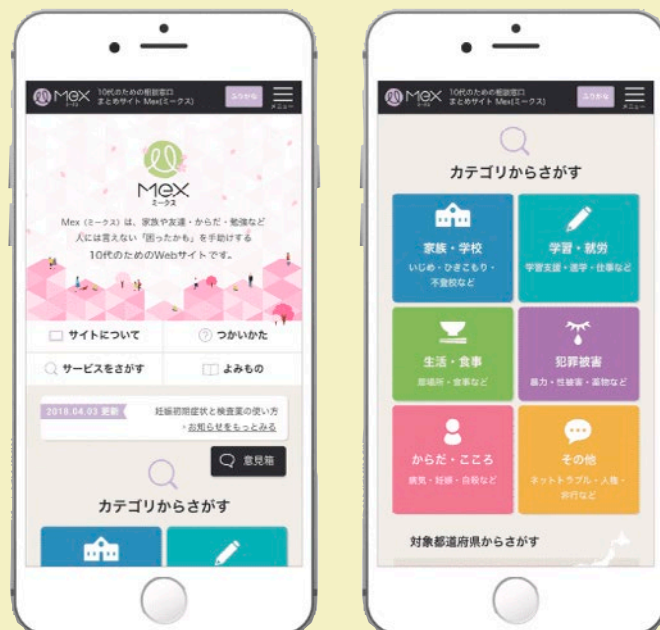
子どもたちに寄り添うNPOや支援団体は毎年立ち上がっていますが、子どもたちに支援情報が届いていない現状があります。また届いたとしても子どもたちの力で最適な支援団体を見つけることはとても難しい状況です。

3keysでは、2016年4月、虐待・いじめ・こころの問題など、深刻な悩みを抱えながらも誰にも相談できずにインターネットに駆け込んだ子どもたちが、いち早く、安心して頼れる大人や支援団体とつながるよう、10代の子ども向けに支援団体の検索・相談ができるポータルサイトMex (<https://3keys.jp/service/mex/>) を立ち上げました。

### 【Mex（ミークス）とは】

主に10代の子どもたちがスマートフォンで利用することを想定しています。悩みの種類や住んでいる地域を入力することで、最適な支援団体・サービスを見つけたり、コンタクト（メールや電話）を取ることができます。また、子どもたちが関心をもつテーマのコラムも数多く掲載しており、抱えている悩みに関する情報を得ることもできます。

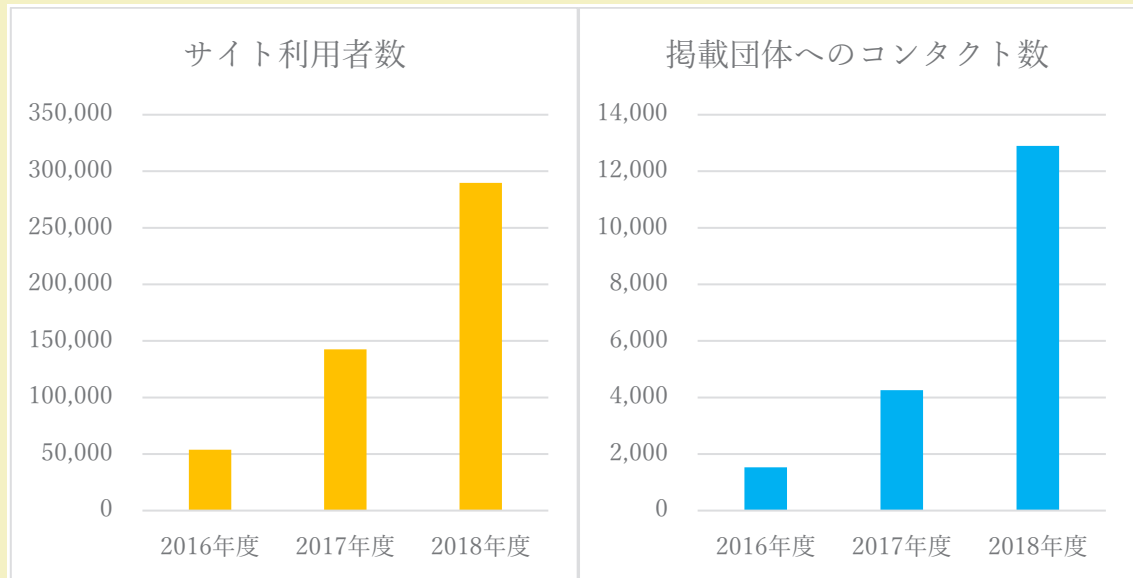
2018年度、Mex内のキーワード検索では前年度に引き続き「死にたい」が第一位になっています。子どもたちが自殺を考える理由はさまざまであり、また悩みの深さも一人ひとり異なり、いつ深刻化するかもわかりません。子どもたちが自分の思いを発信したときにどこかにつながるものが大切だと感じています。





### 【Mex（ミークス）の利用状況】

2018年度、Mexの利用者数は約28.9万人（2017年度＝14.2万人）と前年度の約2倍となりました。また、Mex上にある「メールで相談」「電話で相談」「LINEで相談」などのボタンが押された回数（＝コンタクト数）は12,896回（2017年度＝4,258回）と前年度の約3倍となっています。スマートフォンで利用できるこうしたサービスが必要とされていることを改めて認識する結果となりました。



Mexは、10代の子どもたちがSNSを通じて危険な情報に接する前に支援にたどり着いてほしいという思いもあって運営していますが、任意の年齢アンケートでは10代の利用者は67%、その3分の2が16～19歳（高校生相当）となっており、想定している層にリーチできていると考えています。

### 【今後に向けて】

サービス開始から3年が経ち、社会環境の変化（SNSサービスの多様化等）、子どもたちを取り巻く環境も変わってきています。また、子どもたちの利用状況などからさらに使い易いサービスへしていくためにカテゴリの見直しやメール・LINEへの対応などの機能面の改善も進めていきます。

Mexは、2016年に東京版からスタートしたこともあり、掲載しているサービスもまだ関東圏が多くなっています。2017年6月に利用者や支援団体からの声もいただき全国版化してからは関東以外の地域のサービス掲載も増やしてきましたが、地域や悩みの偏りを減らしていくためにはより多くの支援サービスを掲載していく必要があります。また、サイトの認知度も高めていくことにも積極的に取り組んでいきたいと思えます。さらなる取組を通じて、悩みを抱えている子どもたちがMexや支援団体とよりつながりやすくなり、相談や支援情報などを受けることを通じて、自殺対策に資することになればと思っています。

認定NPO法人 3keys代表理事 森山誉恵

## 11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する取組

### (1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

#### ア いじめ防止対策推進法の成立

いじめは決して許されないことであるが、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。いじめの問題については、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応すること、学校だけでなく関係機関が緊密に連携して、子供一人ひとりに対するきめ細かな支援を行うことが必要である。

平成25年6月、第183回国会においていじめ防止対策推進法が成立し、9月28日に施行された ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm))。この法律は、いじめの防止等のための対策に関する基本理念や、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるとともに、学校の設置者又はその設置する学校に対し、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき等は、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、組織を設置して、事実関係を明確にするための調査を行うことを義務付けている。文部科学省では、同年10月に、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国のいじめ防止基本方針」という。）を策定し、29年3月14日に改定した ([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/fieldfile/2018/03/19/1304156\\_02\\_2\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2018/03/19/1304156_02_2_1.pdf))。文部科学省では、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」や教員を対象とした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を開催するなど、「いじめ防止対策推進法」及び「国のいじめ防止基本方針」に基づく対応について、周知徹底を図っている。また、30年9月に「いじめ対策に係る事例集」を作成し、各教育委員会等に対し、本事例集を効果的に活用し、いじめ対策の一層の充実

を図ることを求めている。

#### イ 教育相談体制の充実

悩みを抱えた子どもたちのために、学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭を中心とした教育相談体制が整備されることが大切であるが、夜間や休日においても子どもが相談できる体制や、子どもが悩みを打ち明けたいときに打ち明けられるシステムを構築することは大変意義あることである。

文部科学省では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費の補助を行うとともに、夜間・休日を含め24時間いつでも子どものSOSを受け止めることができるよう、都道府県及び指定都市教育委員会で「24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310（なやみ言おう）」）を実施している（いじめ問題に限らず子供のSOSを社会全体で受け止める趣旨を明確化するため、平成27年4月、これまでの「24時間いじめ相談ダイヤル」を名称変更。また、一人で悩んでいる子供たちが、より利用しやすいよう、28年4月1日より通話料を無料にして運用している。29年度の相談件数は約5万件）。これらの取組により、引き続き、教育相談体制の充実に努めている。

なお、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があることから、長期休業前から期間中、長期休業明けの時期にかけて①学校における早期発見に向けた取組、②保護者に対する家庭における見守りの促進、③学校内外における集中的な見守り活動、④ネットパトロールの強化を実施するよう各都道府県及び指定都市教育委員会等に対して依頼した（夏休みについては30年6月、冬休みについては同年11月、春休みについては31年2月）。

法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を全国の

小中学校の児童生徒に配布し、手紙により子どもたちの発するメッセージをいち早く受け止め、悩み事等に寄り添う事業を実施しているほか、「インターネット人権相談受付窓口」（子どもの人権SOS-eメール）（<http://www.jinken.go.jp/>）及び子どもの人権に関する専用相談電話「子どもの人権110番」（フリーダイヤル0120-007-110）の運用により、子どもたちがアクセスしやすい体制の下で子どもたちからの相談に応じ、いじめを始めとする子どもをめぐる人権問題の解決に努めている（30年の「子どもの人権110番」による相談件数は21,351件）。

「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組（17）相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化」参照。

## （2）学生・生徒等への支援の充実【一部再掲】

文部科学省では、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる地方公共団体等の取組について実践研究を行うとともに、その研究成果の全国展開を図るための事業を行っている。

「2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組（2）児童生徒の自殺対策に資する教育の実施」、「5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組（3）学校における心の健康づくり推進体制の整備」、「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組（17）相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化」及び「11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する取組（1）いじめを苦しめた子どもの自殺の予防」参照。

## （3）SOSの出し方に関する教育の推進【再掲】

「2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組（2）児童生徒の自殺対策に資する教

育の実施」及び「4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組（4）教職員に対する普及啓発等」参照。

## （4）子どもへの支援の充実【一部再掲】

親との離別・死別等を経験したひとり親家庭の子どもは、精神面や経済面で不安定な状況に置かれることが多い。このため、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供をする「子どもの生活・学習支援事業」を実施している。

社会的養護の下で育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難を抱えることが多い。このような子どもの自立支援を効果的に進めるため、平成28年5月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）により、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者に、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が追加された。また、29年度からは、20歳到達後から22歳の年度末までの間における支援に要する費用について補助を行う「就学者自立生活援助事業」を実施している。

加えて、同じく29年度から、施設入所や里親委託の措置解除後、原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住させて必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」を実施している。

さらに、施設を退所し就職や進学をする者に対し、家賃相当額及び生活費等の貸付を行うとともに、就業を継続した場合は返還を免除する「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」を実施している。

生活困窮世帯の子どもに対しては、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援事業により、学習支援のみならず居場所づくりや基礎的な生活習慣の習得に向けた支援を通じて、子どもの将来の自立を後押ししている。



「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (12)児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実」参照。

### (5) 若者への支援の充実【再掲】

「6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組 (7)うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進」、  
「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (3)失業者等に対する相談窓口の充実等」、  
「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (11)ひきこもりへの支援の充実」及び「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (12)児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実」参照。

### (6) 若者の特性に応じた支援の充実【再掲】

「3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する取組 (4)子ども・若者の自殺等についての調査」、  
「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (1)地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信」及び「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (7)ICTを活用した自殺対策の強化」参照。

### (7) 知人等への支援【再掲】

「4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組 (11)自殺対策従事者への心のケアの推進」及び「4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組 (12)家族や知人等を含めた支援者への支援」参照。

## 12 勤務問題による自殺対策を更に推進する取組

### (1) 長時間労働の是正【一部再掲】

「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、①月45時間、年360時間を原則とした時間外労働の上限規制の導入、②中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し、③一定日数の年次有給休暇の確実な取得といった長時間労働の是正などの内容を盛り込んだ「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)が30年6月に成立した。31年4月の施行に向け、法令の周知を図った。

「5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組 (1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進」参照。

### (2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進【再掲】

「5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組 (1)職場におけ

るメンタルヘルス対策の推進」参照。

### (3) ハラスメント防止対策【一部再掲】

「働き方改革実行計画」において、「職場のパワーハラスメント防止を強化するため、政府は労使関係者を交えた場で対策の検討を行う」とされたことを踏まえ、「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」を平成29年5月から開催し、30年3月に報告書を公表した。

さらに、労働政策審議会雇用環境・均等分科会において議論を行い、同年12月の同審議会の建議を踏まえ、事業主に対して、パワーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置を義務付けることなどを盛り込んだ法案を第198回通常国会に提出した。

「5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組 (1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進」参照。